

第 6 回

熊本県議会

# 決算特別委員会会議記録

令和2年10月23日

(令和元年度決算)

(教育委員会・企業局・病院局)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 6 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和2年10月23日(金曜日)

午前9時59分開議  
 午前11時0分休憩  
 午前11時3分開議  
 午前11時55分休憩  
 午後0時59分開議  
 午後1時49分休憩  
 午後1時53分開議  
 午後2時37分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第35号 令和元年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第39号 令和元年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第43号 令和元年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第52号 令和元年度熊本県病院事業会計決算の認定について
- 議案第53号 令和元年度熊本県電気事業会計資本剰余金の処分、資本金の額の減少及び決算の認定について
- 議案第54号 令和元年度熊本県工業用水道事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第55号 令和元年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について

出席委員(11人)

- 委員長 田代国広
- 副委員長 高木健次
- 委員 松田三郎
- 委員 小早川宗弘

- 委員 磯田毅
- 委員 河津修司
- 委員 西山宗孝
- 委員 竹崎和虎
- 委員 池永幸生
- 委員 城戸淳
- 委員 本田雄三

欠席委員(1人)

- 委員 荒川知章

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

- 教育長 古閑陽一
- 教育理事 國武慎一郎
- 教育総務局長 西尾浩明
- 県立学校教育局長 牛田卓也
- 市町村教育局長 川並満徳
- 教育政策課長 井藤和哉
- 学校人事課長 磯谷重和
- 文化課長 中村誠希
- 施設課長 川元敦司
- 高校教育課長 岩本修一
- 特別支援教育課長 牛野忠男
- 学校安全・安心推進課長 重岡忠希
- 体育保健課長 平江公一
- 義務教育課長 竹中千尋
- 社会教育課長 須惠勝幸
- 人権同和教育課長 井上大介

企業局

- 局長 藤本正浩
- 総務経営課長 永松浩史
- 工務課長 伊藤健二
- 発電総合管理所長 福本政洋

病院局

- 病院事業管理者 吉田勝也

院長 濱 元 純 一  
総務経営課長 杉 本 良 一  
看護部長 平 田 孝 治

---

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 本 田 充 郎  
会計課長 村 上 勲

---

監査委員・同事務局職員出席者

監査委員 福 島 誠 治  
局長 富 永 章 子  
監査監 松 岡 貴 浩  
監査監 守 屋 芳 裕

---

事務局職員出席者

議事課主幹 山 本 さおり  
議事課主幹 宗 像 克 彦  
議事課課長補佐 門 垣 文 輝

---

午前9時59分開議

○田代国広委員長 それでは、ただいまから第6回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前には教育委員会の審査を行い、午後から企業局、病院局の審査を行うこととしております。

それでは、これより教育委員会の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、教育長から決算概要の総括説明を行い、続いて、担当課長から順次資料の説明をお願いします。

初めに、古閑教育長。

○古閑教育長 教育委員会でございます。よろしくお願いをいたします。

令和元年度決算の御説明に先立ちまして、

前年度の決算特別委員会におきまして御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、教育委員会関係の2点につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

まず、1点目は、決算特別委員会委員長報告第4の10「専門高校で使用されている実習機材について、年式や型式が古いものが使用されており、就労後にその実習経験を十分に生かせない場合があるため、既存予算の有効活用等により実習機材の更新に努めること。」という御指摘でございます。

専門高校の実習機材につきましては、これまでも、備品の更新計画を定めて、一般会計の高等学校産業教育設備整備費及び特別会計の実習資金特別会計を活用し、計画的な更新に取り組んでおります。

加えて、今年度、熊本工業高校では、実習棟の改築に併せて実習機材の更新を行いました。また、農業高校においては、農林水産省の補助事業を活用して、農業高校2校に最新の大型トラクター及びドローンを導入する予定であり、全ての農業高校の生徒がこの機材を利用して実習を行うことが可能となります。

今後とも、高等学校産業教育設備整備費や実習資金特別会計など限られた予算を有効に活用しながら、専門高校の実習機材の充実に努めてまいります。

次に、2点目は、決算特別委員会委員長報告第4の11「地域に必要な人材を育てるという視点を持って、今後の専門高校の学科のあり方、技術教育の勉強の仕方等について、商工観光労働部と連携し、情報共有しながら検討を進めること。」という御指摘でございます。

今年度、今後の県立高校の在り方と魅力づくりの方向性等を検討するため、県立高等学校あり方検討会を設置しており、この中で、地域で必要とされる産業人材の育成のための

専門高校の在り方についても検討する予定であります。

商工観光労働部とは、専門高校生のインターンシップを双方で支援するなど、連携して産業人材の育成に取り組んでおりますが、今後も、県立高等学校あり方検討会でいただいた御意見を共有し、意見交換を行いながら、専門高校の学科の在り方等を検討してまいります。

続きまして、令和元年度の熊本県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算のうち、教育委員会関係の概要について御説明をいたします。

お手元の決算特別委員会説明資料の1ページ、令和元年度歳入歳出決算総括表を御覧願います。

歳入は、一般会計、特別会計を合わせた合計の予算現額305億4,862万円に対しましては、調定額313億2,031万4,000円、収入済額311億2,315万4,000円、不納欠損額177万2,000円、収入未済額1億9,538万6,000円となっております。

歳出は、一般会計、特別会計を合わせた合計の予算現額1,337億116万8,000円に対しまして、支出済額1,267億3,930万4,000円、翌年度繰越額35億5,699万1,000円、不用額34億487万円となっております。

以上が教育委員会関係の令和元年度の決算概要でございます。

なお、詳細につきましては、各課長から説明させますので、御審議のほどよろしく願いをいたします。

○田代国広委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○井藤教育政策課長 教育政策課の井藤でございます。

まず、監査結果でございますが、教育委員会におきましては、定期監査における指摘事

項はございません。

次に、歳入について御説明いたします。

歳入につきましては、お手元の説明資料2ページから記載をしております。

それでは、2ページを御覧ください。

主なものを御説明いたします。

中段の国庫支出金でございますが、県立学校の校内通信ネットワークの整備に係る教育情報機器整備事業費補助でございます。

予算現額と収入済額との差6億838万7,000円は、国の交付決定が3月で事業に着手できず、事業全体を繰り越したことに伴う減でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

中段の繰越金でございますが、これは、前年度予算の明許繰越分でございます。

次に、下段の諸収入の雑入でございますが、収入未済額489万4,000円を計上しております。これは、恩給扶助料過払い金に係るもので、恩給扶助料の受給者が死亡した後も、子に障害があり、死亡を届け出ることができなかったため、過払い金が生じたものでございます。

この未収金につきましては、督促等により未収金解消に努めているところでございます。

詳細につきましては、後ほど附属資料で説明をさせていただきます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

教育委員会費でございますが、教育委員の報酬、教育委員会運営費でございます。

不用額の主な内容は、教育委員人件費等の執行残でございますが、これは、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、学校訪問や卒業式等への出席が中止となったことなどによるものでございます。

次に、事務局費でございますが、課及び教

育事務所の運営費、熊本県教育情報化推進事業、県立学校校務情報化推進事業等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、熊本県教育情報化推進事業の入札に伴う執行残や県立学校ICT環境整備事業に係る国からの内示額が予算額を下回ったことによるもの等でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

教職員人事費でございますが、教職員住宅に係る経費及び教職員福利厚生事業等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、教職員住宅関係工事の入札不調等による執行残でございます。

次の教育センター費でございますが、教育センターの管理運営費や教育センターで実施しております県立学校及び小中学校教職員を対象とした教職員研修に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、研修事業に伴う人件費や改修工事入札等の執行残でございます。

次に、別冊の附属資料について御説明を申し上げます。

附属資料の1ページをお願いいたします。

令和元年度から令和2年度への繰越事業でございます。

県立学校ICT環境整備事業費でございますが、これは済々黌高校ほか72校の県立学校の校内通信ネットワークの整備に係る経費でございます。

繰越しの理由でございますが、国の経済対策に係る補助金の交付決定が3月となったため、年度内執行が困難となり、6億3,048万3,000円を令和2年度に繰り越したものでございます。

次に、教育センター施設整備事業費でございますが、繰越しの理由は、県立教育センターのトイレ改修工事の入札不調により年度内執行が困難となり、3,303万6,000円を繰り越したものでございます。

なお、工事は、本年5月に既に完了してお

ります。

続きまして、10ページをお願いいたします。

令和元年度収入未済に関する調べでございます。

令和元年度の収入未済額489万4,000円につきましては、恩給扶助料の受給者が死亡した後、同居していた子が、重度の精神疾患が原因で、死亡の届出をすることができず、平成26年1月から平成28年6月までの2年6か月分の過払いが生じたものでございます。過払いは、全て債務者の生活費として消費されておりました。

経緯についてですが、亡くなった受給者は、県外で債務者と2人暮らしでしたが、平成25年頃に自宅で死亡、同居の債務者は、精神疾患からくる妄想のため、母親の死亡を認識できず、平成28年7月に警察により遺体が発見されるまで、母親の遺体と同居しながら恩給扶助料を消費して生活していたと警察から報告を受けております。

補足いたしますと、通常は、住民基本台帳ネットワークにより受給者の生存を確認し、過払い等がないように管理をしておりますが、今回は、説明したような状況にありまして、死亡届自体が出されなかったために確認が遅れたものでございます。

警察による発見後、債務者は、居住する地域の市役所のサポートを受けながら、生活保護を受給して生活している状況です。

保護費以外の収入はなく、処分可能な財産もないため、返還請求に応じることができず、未収金となっております。

令和元年度の未収金対策といたしましては、平成31年4月17日に督促状を交付し、債権回収の進めるとともに、生活保護受給証明書を取得するなどにより、債務者の財産状況等の把握を行っております。

債務者本人は、精神障害により直接交渉ができない状況にありますので、定期的に市役

所に債務者の生活状況や財産状況を確認したり、催告書を発出するなど、同市役所福祉担当部署と連携し、未収金回収に努めているところでございます。

教育政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○磯谷学校人事課長 学校人事課の磯谷でございます。

まず、歳入について御説明をいたします。

説明資料、7ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、主なものとしましては、県立学校授業料や県立学校入学金でございます。

次に、7ページの下段から国庫支出金でございますが、主なものとしましては、8ページの就学支援金制度に伴う高等学校等就学支援負担金及び義務教育学校教職員の給与に係る義務教育学校職員費負担金でございます。

このうち、高等学校等就学支援負担金につきましては、就学支援制度に伴う国庫負担金収入でございます。

これは、保護者等の収入に照らして、経済的負担を軽減する必要があると認められた生徒に対しまして、国が授業料と同額の就学支援金を県を通じて支給するものですが、県は、この負担金を授業料収入に直接充てることで、生徒あるいは保護者が授業料を納付する必要がなくなるという制度でございます。

次に、8ページ下段から9ページの財産収入でございますが、主なものとしましては、特別支援学校で作業実習に係る実習生産物売払収入でございます。

続きまして、9ページ、諸収入でございますが、主なものとしましては、県立学校に設置しております売店の電気料等に係る雑入でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、歳出について、主なものを御説明い

たします。

10ページをお願いいたします。

教育総務費の事務局費、教職員人件費でございますが、予算額のほとんどが職員の給与費、人件費及び就学支援金交付等事業でございます。

不用額につきましては、自己都合等の退職者が見込みより少なかったことによる教職員退職手当等の執行残ということでございます。

次に、10ページ下段の小学校費の教職員費及び11ページ、中学校費の教職員費及び高等学校費の高等学校総務費でございますが、これらの不用額も、いずれもそのほとんどが教職員の給与費、人件費の執行残ということでございます。

教職員給与費につきましては、毎年度、12月1日現在の現員数で所要額を見込みまして、2月補正を行っておりますが、その後の休職あるいは育児休業の変更等に伴い、執行残が発生したものであるということでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

高等学校費の全日制高等学校管理費、定時制高等学校管理費でございますが、これは、高等学校の光熱水費や事務経費等、学校の管理運営に係る経費でございます。

不用額は、各学校において光熱水費や事務経費の節減に努めたことによる執行残ということでございます。

次に、12ページ下段の特別支援学校費でございますが、これは、特別支援学校に係る教職員の人件費及び学校の管理運営費等でございます。

不用額につきましては、教職員の人件費の執行残と管理運営費の経費節減による執行残でございます。理由につきましては、先ほど説明をしました高等学校の人件費及び管理運営費と同様でございます。

学校人事課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○中村文化課長 文化課の中村でございます。

まず、歳入について御説明をいたします。

説明資料の13ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、主なものとしては、装飾古墳館観覧料、美術館観覧料及び美術館使用料でございます。

次に、国庫支出金でございますが、主なものとしては、県内の遺跡発掘調査等事業に係る遺跡発掘調査費補助、次に、14ページをお願いいたします。2段目でございますが、鞠智城跡の整備事業に係る史跡等保存整備費補助でございます。

次に、寄附金でございますが、文化財等復旧復興寄附金でございます。熊本城や阿蘇神社をはじめとする文化財の復旧、復興のため、県内外から5,161万2,000円の寄附金を頂いております。

次に、15ページをお願いします。

繰入金でございますが、主なものとしては、被災した文化財の復旧、復興のための基金からの繰入金である平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金繰入金でございます。

予算現額と収入済額との差4億5,103万5,000円は、熊本城復旧整備などの事業費の確定による減でございます。

次に、諸収入でございますが、主なものとしては、国等からの発掘調査の受託収入である発掘調査受託事業収入でございます。

予算現額と収入済額との差1,122万6,000円は、事業費の確定による減でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の17ページをお願いいたします。

まず、文化費でございますが、これは、熊本地震被災文化財等復旧復興基金積立金、県立美術館分館及び県立装飾古墳館改修整備事業等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、埋蔵文化財発掘調査事業の調査量減少による執行残、県立装飾古墳館改修整備事業の設計変更に伴う執行残でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

美術館費でございますが、これは、県立美術館本館の管理運営費、展覧会事業、細川コレクション永青文庫推進事業等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、入札及び経費削減に伴う執行残でございます。

次に、教育施設災害復旧費でございますが、これは平成28年熊本地震で被災した文化財等の災害復旧事業でございます。

不用額の主な内容は、被災した文化財の補助申請が予定よりも減ったことや復旧工事の事業費が確定したことによる執行残でございます。

次に、附属資料について御説明をいたします。

附属資料の2ページをお願いいたします。

2ページの令和元年度繰越事業調べをお願いいたします。

明許繰越しでございます。

まず、美術館分館施設保全計画策定事業費でございますが、これは、美術館分館の保全計画に基づく改修工事について、空調設備等の設計変更に伴い、工事施工に不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため繰り越したものでございます。

次に、文化財保存整備事業費でございますが、これは、指定文化財等の保存整備に係る経費について、設計見直しに伴い、工事施工に不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため繰り越したものでございます。

次に、装飾古墳館施設保全計画策定事業費でございますが、これは、装飾古墳館の保全計画に基づく改修工事について、休館期間の調整に伴い、工事施工に不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため繰り越したも

のでございます。

次に、美術館本館施設改修事業費でございますが、これは、美術館本館の保全計画に基づく改修工事について、設備更新の調整、検査に不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため繰り越したものでございます。

次に、文化財災害復旧費でございますが、これは、文化財の災害復旧について、施工業者における人員確保が困難となるなど、工事施工や設計作業に不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため繰り越したものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

事故繰越でございます。

明許繰越しと同じく、文化財災害復旧費でございますが、これは、未指定の歴史的建造物9件について、熊本地震の影響により施工業者における人員確保が困難となるなど、工事施工に不測の日数を要したため、再度繰り越したものでございます。

文化課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○川元施設課長 施設課長の川元でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の19ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、主なものとしましては、行政財産の目的外使用許可による収入でございます。

次に、国庫支出金でございますが、主なものとしましては、最下段の教育災害復旧費補助でございますが、この補助金は、県立学校施設災害復旧に係る経費の補助でございます。

次に、20ページをお願いいたします。

財産収入でございますが、主なものとしましては、上から3行目の校長宿舍等の家屋貸付料でございます。

次に、繰越金でございますが、これは前年

度予算の明許繰越分でございます。

次に、諸収入でございますが、主なものとしましては、施越に係る教育災害国庫支出金でございますが、これは過年度に交付決定を受けておりました災害復旧事業に係る国庫支出金の受入れでございます。

なお、歳入については、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、歳出について御説明いたします。

21ページをお願いいたします。

まず、教育総務費のうち事務局費でございますが、これは、市町村立学校の施設整備に係る指導監督のための事務費でございます。

次に、下から2行目の全日制高等学校管理費でございますが、これは、県立高等学校施設の修繕や点検などの維持管理に要した経費でございます。

次に、学校建設費でございますが、これは、熊本工業高校ほか48校の県立高等学校施設整備事業等に要した経費でございます。

不用額が生じた主な理由としましては、入札等に伴う執行残でございます。

次に、22ページをお願いいたします。

特別支援学校費でございますが、これは、盲学校ほか16校の特別支援学校施設整備事業等に要した経費でございます。

不用額が生じた主な理由としましては、入札等に伴う執行残でございます。

次に、教育施設災害復旧費でございますが、これは第二高校の施設災害復旧事業等に要した経費でございます。

不用額が生じた主な理由としましては、入札等に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料について御説明いたします。

附属資料の4ページをお願いいたします。

まず、校舎新・増改築事業（単県）でございますが、これは熊本工業高校の実習棟改築に係る委託料を繰り越しております。



次に、県立高等学校施設整備事業でございますが、済々黌高校ほか13校の営繕工事に係る経費を繰り越しております。

次に、5ページをお願いいたします。

県立学校の防災機能強化事業でございますが、御船高校ほか2校のトイレ整備工事に係る経費を繰り越しております。

次に、6ページをお願いいたします。

特別支援学校施設整備事業でございますが、熊本支援学校ほか5校の営繕工事に係る経費を繰り越しております。

これらの繰越しを行った事業につきましては、表の右側に繰越理由を記載しておりますが、主なものとしましては、熊本地震やコロナウイルスの影響による不調、不落や資材不足等により年度内執行が困難となり、繰り越したものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岩本高校教育課長 高校教育課の岩本でございます。

一般会計、熊本県立高等学校実習資金特別会計及び熊本県育英資金等貸与特別会計について、順に御説明いたします。

まず、一般会計の歳入について御説明いたします。

説明資料の23ページをお願いいたします。

歳入については、25ページの諸収入以外には収入未済額はございません。

諸収入の定時制通信制修学奨励資金貸付金回収金の収入未済額ですが、これは、定時制通信制修学奨励資金について、一部の貸与者が滞納したため、123万9,000円が収入未済となっております。

この未収金につきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額はございません。

次に、一般会計の歳出について御説明いた

します。

26ページをお願いいたします。

教育総務費のうち事務局費の主なものは、新設高等学校等教育環境整備事業に係る経費でございます。

不用額は、3月の休校に伴い、校舎間移動バスの運行を取りやめたことなどによる執行残でございます。

次に、教育指導費でございますが、主なものは、熊本英語エンパワーメント事業、熊本地震に伴う高等学校等通学支援事業、高校生キャリアサポート事業等に係る経費でございます。

不用額は、主に通学支援事業の運行回数減等に伴う執行残や人件費等の執行残でございます。

次に、27ページをお願いいたします。

高等学校費の教育振興費でございますが、これは、奨学のための給付金事業や高等学校産業教育電算機組織整備事業等に係る経費でございます。

不用額は、主に奨学のための給付金事業の給付対象者の減に伴う執行残でございます。

次に、28ページをお願いいたします。

諸支出金の繰出金でございますが、上段の県立高等学校実習資金特別会計繰出金は、県立高等学校実習資金特別会計の水産高等学校費への繰出金でございます。

不用額は、水産高等学校の実習での経費節減に伴う執行残でございます。

下段の育英資金等貸与特別会計繰出金は、育英資金等貸与特別会計の育英資金貸付金被災特例枠への繰出金でございます。

以上が一般会計に関する説明でございます。

続いて、説明資料の29ページをお願いいたします。

熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

使用料及び手数料、財産収入、繰入金、繰越金及び諸収入のいずれも、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

31ページをお願いいたします。

高等学校費の農業高等学校費は、農業高等学校における農産物、畜産、食品加工等の実験、実習及び運営に要した経費でございます。

不用額は、実習に伴う経費の執行残、高額である実習備品の入札に伴う執行残等でございます。

水産高等学校費は、水産高等学校における実習船における操業、水産物の食品加工等の実験、実習及び運営に要した経費でございます。

不用額は、水産高等学校の実習での経費節減に伴う執行残等でございます。

次に、32ページをお願いいたします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金については、不納欠損額及び収入未済額はございません。

33ページの諸収入についてでございますが、育英資金貸付金の償還金でございますが、償還元金と延滞利息等を合わせまして177万2,000円の不納欠損額と1億5,127万7,000円の収入未済となっております。

この未収金対策につきましては、後ほど附属資料で改めて御説明させていただきます。

次に、歳出について御説明いたします。

34ページをお願いいたします。

育英資金の育英資金等貸付金は、貸与者への貸付金や事務費でございますが、不用額を生じた理由は、育英資金貸付金の新規申請者が見込みより少なかったこと等によるものでございます。

次に、附属資料について説明いたします。

7ページの令和元年度繰越事業調べをお願いいたします。

令和元年度から令和2年度への繰越事業でございます。

熊本工業高校実習棟改築(第I期)設備整備事業でございますが、本体建物の工期が遅れ、年度内の産業教育設備の設置完了が見込まれなかったことにより繰越しを行ったものでございます。

11ページの令和元年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

まず、1の歳入決算の状況の備考欄に記載のとおり、定時制通信制修学奨励資金の貸与者の返還金の滞納による収入未済でございます。

収入未済額は、2の収入未済額の過去3か年の推移の右側の計の欄に記載のとおり、令和元年度末で123万9,000円となっております。

内訳については、3の収入未済額の状況のとおりでございます。

未収金対策としましては、4に記載しておりますとおり、滞納者に対して電話、訪問等による督促を行うとともに、新たな未収金を発生させないように、学校を通じて返還の必要性について周知を図ってきているところでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

育英資金の収入未済でございます。

まず、1の歳入決算の状況の左側を御覧ください。

内訳は、元金、延滞利息及び年度後返納となっております。

年度後返納とは、退学等により資格がなくなった後、過払いになった分について、翌年度以降に返納があったものでございます。

次に、2の収入未済額の過去3か年の推移の右側の計の欄を御覧ください。

令和元年度は、収入未済額が1億5,127万7,000円となっております。

内訳は、3の収入未済額の状況のとおりでございます。

合計は、表の右側に記載のとおり、元金、延滞利息の滞納が729人、年度後返納が8人で、全体で737人となっております。

続いて、13ページをお願いいたします。

令和元年度の未収金対策の取組をまとめております。

当課では、収入未済額の増大が育英資金制度の存続にも関わる深刻な課題であることから、1の回収業務においては、(1)早期催告の徹底、(2)滞納者の状況確認及び財産調査の徹底及び(3)新規返還開始者への周知徹底により未収金回収に努めております。

次に、2の法的措置の取組では、電話による催告を続けても応じない、おおむね6か月以上の長期滞納者に対しては、法的措置を行うこととしており、令和元年度は、26件に対し、裁判所から返還を命じていただくよう申立てを行いました。

その後も返還をお願いしていましたが、返還できない理由の説明もないままに、その後の返還に一切応じなかった3件については、やむを得ず強制執行の申立てを行ったところでございます。

さらに、3の不納欠損の実施とともに、4の奨学生の返還意識の醸成により、奨学金を受給する奨学生としての自覚を促すための取組を行っているところでございます。

14ページを御覧ください。

育英資金の平成16年度以降の調定額、未収金額等の推移をまとめた資料でございます。

上段の未収金額等の推移表の右側の欄に収納率を記載しておりますが、これまで申し上げました取組の結果、令和元年度の収納率は89.2%となっており、これは全国トップクラスでございます。

このように高い収納率は維持しておりますが、令和元年度の未収金は1億5,127万7,000円と、前年に比べ1,181万3,000円増加してお

ります。

この要因としましては、返還者数の増により、令和元年度の調定額が14億630万4,000円と、前年に比べて979万円増加したこと、過年度分の滞納については、様々な取組を行ってきましたが、その結果、勤務先不明者や生活保護受給者等の回収の困難な未納者がほとんどとなり、延滞者が固定化してきていること、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、返還者の経済状況の悪化、法的措置の見送りや県外滞納者宅への臨戸ができなかったことなどが要因と考えております。

今後とも引き続き、滞納発生後の速やかな督促を徹底するとともに、過年度滞納分については、延滞の固定化を防ぐために、長期間未払いの者を対象に繰り返し催告を行うなど、未収金の解消につなげていきたいと考えております。

次に、20ページの令和元年度の不納欠損に関する調べをお願いいたします。

育英資金の不納欠損でございます。

令和元年度は、右側備考のとおり、2件の不納欠損を行っております。

不納欠損の理由は、奨学生及び連帯保証人が県の債権について破産免責決定を受け、回収の見込みがなくなったことによるものでございます。

高校教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○牛野特別支援教育課長 特別支援教育課長の牛野でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の35ページをお願いいたします。

国庫支出金ですが、主なものとして、特別支援教育環境整備事業に係る国庫補助金でございます。

次に、36ページをお願いいたします。

繰越金ですが、これは特別支援学校の整備等の経費である特別支援教育環境整備事業を

翌年度に繰り越したことによるものでございます。

なお、歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の37ページをお願いいたします。

まず、教育指導費ですが、主なものとしましては、医療的ケアが必要な児童生徒に看護師を派遣するほほえみスクールライフ支援事業や発達障害のある児童生徒を総合的に支援する発達障がい等支援事業などに係る経費でございます。

不用額を生じた理由は、ほほえみスクールライフ支援事業において、人工呼吸器装着の対象児童生徒がいなかったことによる執行残や発達障がい等支援事業などの会議や視察の見直しを行ったことによる執行残でございます。

次に、特別支援学校費ですが、これは、施設整備等の経費である特別支援教育環境整備事業などに係る経費でございます。

不用額を生じた理由は、特別支援教育環境整備事業の施設整備の入札に伴う執行残や熊本はばたき高等支援学校の供用開始が予定よりも遅れたことによる県立特別支援学校管理運営費の執行残でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

令和元年度繰越事業調べでございます。

先ほど御説明いたしました特別支援教育環境整備事業でございますが、繰越理由は、熊本聾学校グラウンド改修工事及び鏡わかあゆ高等支援学校の校舎改修工事の実施設計が遅れたことで、その後の改修工事のスケジュール見直しが必要となり、繰越しを行ったものでございます。

特別支援教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○重岡学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課長の重岡でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の38ページをお願いいたします。

国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

主なものとしましては、国庫補助金のスクールカウンセラー等配置事業費補助でございます。

これは、いじめや不登校など悩みを抱える生徒や平成28年熊本地震発生に伴う児童生徒の心のケアに対応するため、専門的知識、技能を有する臨床心理士等の配置のために国から交付される補助金でございます。

次に、39ページをお願いいたします。

諸収入の雑入でございますが、不納欠損額はございません。

収入未済額として321万7,000円を計上しております。これは、スクールカウンセラー報酬等返還金に係るものです。

これについては、後ほど附属資料において詳しく御説明いたします。

次に、歳出について御説明いたします。

40ページをお願いいたします。

教育総務費の教育指導費の主なものとしましては、チーム学校活性化事業及び県立学校いじめ・不登校等対策事業に要した経費でございます。

これらは、いじめ、不登校の積極的予防と解消を図るため、学校における教育相談体制の充実や校内研修等の支援を行うものでございます。

不用額につきましては、教育相談に対応するスクールカウンセラー等の報酬及び旅費が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

保健体育費の保健体育総務費の主なものとしましては、日本スポーツ振興センター事業に要した経費でございます。

これは、学校管理下で児童生徒等の事故、

災害が発生したときに、災害共済給付金を支払うものでございます。

不用額については、日本スポーツ振興センターからの災害共済給付金の支払いが見込みより少なかったことによる執行残等でございます。

次に、附属資料について御説明をいたします。

15ページの令和元年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

2の収入未済額の過去3か年の推移の表を御覧ください。

左側の欄に記載のとおり、スクールカウンセラー報酬等返還金に係る分でございます。

右側の計の欄に記載のとおり、令和元年度末時点での収入未済額は321万7,000円です。

3の収入未済額の状況のとおり、現在、分割による納入を行っているところです。

次に、4の令和元年度の未収金対策を御覧ください。

上段の経緯に記載のとおり、本件は、県が平成12年に任用いたしましたスクールカウンセラー1名が資格要件を満たしていなかったことが後日判明したため、任用当時に遡って支払った報酬等の返還を求めているものでございます。

平成16年12月に返還が確定し、一時期は継続的に返還が行われておりましたが、当人が健康不良等により安定した仕事に就労できなくなったことなどから、返還が長期化しているところです。

下段の令和元年度の取組に記載のとおり、文書や電話、面談による督促を行い、昨年度は3万円の返還を受けたところです。

今後も引き続き、電話や面談を行うなどして、本人の生活状況等を確認しながら、未収金の回収に努めてまいります。

学校安全・安心推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○平江体育保健課長 体育保健課長の平江でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の41ページをお願いいたします。

分担金及び負担金でございますが、これは本県で開催された全国高等学校総合体育大会運営に係る経費の負担金でございます。

使用料及び手数料でございますが、主なものとしましては、体育施設の行政財産の使用料でございます。

次に、42ページをお願いいたします。

国庫支出金でございますが、主なものとしましては、県営体育施設の災害復旧に係る歳入でございます。

なお、就学奨励費補助及び全国中学校体育大会運営事業費補助を合わせた220万6,000円が収入未済となっております。

詳細につきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

次に、43ページをお願いいたします。

2段目の学校臨時休業対策費補助において、収入済額がゼロとなっておりますが、これは、国の補助金交付が翌年度に持ち越されたことによるものでございます。

最下段の繰越金でございますが、これは、県営体育施設災害復旧事業を平成30年度から事業費を繰り越したことによるものでございます。

次に、44ページをお願いいたします。

諸収入でございますが、主なものとしましては、熊本武道館に係る熊本市からの負担金等である教育施設等運営事業負担金でございます。

なお、歳入につきまして、不納欠損額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の45ページをお願いいたします。

まず、保健体育総務費でございますが、主なものとしましては、県立学校における健康

診断や学校医、学校歯科医、薬剤師等の設置に係る経費でございます。

不用額を生じた理由は、県立学校における健康診断において、職員の間ドック受診等及び精密検査対象減による執行残、学校の臨時休業に伴う給食費返還において、振込手数料が不要になったことによる執行残等でございます。

次に、体育振興費でございますが、主なものとしましては、国民体育大会等に係る経費でございます。

不用額を生じた理由は、国民体育大会等において、本選へ進めなかったことによる執行残、女子ハンドボール世界選手権大会における学校観戦時のバス借り上げが自転車等の移動になったことによる執行残等でございます。

次に、46ページをお願いいたします。

体育施設費でございますが、主なものとしましては、これは、施設整備等の経費である県営体育施設整備事業や管理、運営に係る経費でございます。

不用額を生じた理由は、工事等の入札残等でございます。

教育施設災害復旧費でございますが、これは、熊本地震により被災した県営体育施設の災害復旧に係る経費でございます。

不用額を生じた理由は、工事等の入札残等でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

附属資料の16ページをお願いいたします。

令和元年度収入未済に関する調べでございます。

1の歳入決算の状況、備考欄に記載のとおり、平成29年度要保護児童生徒援助費補助金及び平成29年度全国中学校体育大会運営事業費補助金に収入未済がございます。

収入未済額は、2の収入未済額の過去3か年の推移、右側、計の欄に記載のとおり、22

0万6,000円となっております。

これは、2件の補助金とも、国費事務手続の誤認及び組織的なチェック体制の不足により、補助金の請求期限である平成30年4月末日までに、請求書の国への提出及び官庁会計システム入力できていなかったことによるものでございます。

当該未収金につきましては、平成30年5月に判明した後、文部科学省とスポーツ庁へ直接出向き、補助金の支出について御検討いただくようお願いしたところでございますが、国からは、出納閉鎖である4月以降の処理はできないとの回答がございました。今後も、国に対して、補助金の支出を引き続き要請してまいります。

また、国費事務の処理に関する研修を組織的に実施し、手順、必要書類等の確認を行うことで再発防止に努め、同様の事態が起らないよう、適切な事務処理を進めているところでございます。

体育保健課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○竹中義務教育課長 義務教育課長の竹中でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の47ページをお願いいたします。

国庫支出金の国庫補助金でございますが、主なものとしては、被災児童生徒就学支援等事業費補助でございます。これは、熊本地震で被災した児童生徒に対し、就学支援を行う市町村へ県が補助金を交付するものでございます。

国庫委託金の教育方法等改善研究委託金でございますが、これは、熊本地震関連教材活用事例集の作成や道德教育の研修に係る経費である道德教育総合支援事業等に要した経費でございます。

なお、歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料、48ページをお願いいたします。

教育指導費の主なものとしては、熊本県学力学習状況調査の実施に係る経費である学力向上対策事業や先ほど御説明しました道徳教育総合支援事業、小学5年生の水俣市訪問学習を実施する市町村に対して補助する日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業等でございます。

不用額を生じた理由は、事業実績の減等に伴う執行残でございます。

義務教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○須恵社会教育課長 社会教育課長の須恵でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の49ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、県立青少年の家の携帯電話基地局設置に伴う行政財産使用料でございます。

次に、国庫支出金でございますが、主なものとしましては、地域学校協働活動推進員などの配置を実施する市町村への補助事業に係る地域連携教育支援活動促進事業費補助でございます。

予算現額と収入済額との差41万円は、国庫補助金の減額に伴う市町村への間接補助額の減によるものであります。

財産収入でございますが、主なものとしましては、財産運用収入の土地貸付料で、これは、熊本県青年会館敷地に係る土地貸付料でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

51ページをお願いいたします。

社会教育総務費でございますが、主なものとしましては、社会教育及び生涯学習の振興に関する事業、青少年教育施設の管理運営に

係る経費でございます。

不用額は、主に入札及び経費節減に伴う執行残でございます。

図書館費でございますが、熊本県立図書館の管理運営及びくまもと文学・歴史館の運営等に係る経費でございます。

不用額は、主に経費節減に伴う執行残でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

9ページの令和元年度繰越事業調べをお願いいたします。

青少年教育施設管理運営費でございますが、これは、老朽化したあしきた青少年の家の改修工事に係る経費でございます。

繰越しの理由でございますが、設計変更等に不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため、1億4,890万円を令和2年度に繰り越したものでございます。

工事は、今年4月に完了しております。

社会教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○井上人権同和教育課長 人権同和教育課、井上でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の52ページをお願いいたします。

国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

諸収入につきましては、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金回収金でございますが、現年度分、過年度分、年度後返納分合わせまして3,255万1,000円の収入未済となっております。

この未収金対策につきましては、催告と併せて分割納付を指導するなど、関係市町村と連携して未収金の回収に努めているところでございます。

詳細につきましては、後ほど附属資料で説明させていただきます。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料、53ページをお願いいたします。

教育総務費の教育指導費につきましては、人権教育を推進するための経費及び各種人権教育研修事業等に係る経費でございます。

次に、高等学校費の教育振興費につきましては、高等学校等進学奨励事業に係る経費でございます。

次に、社会教育費の社会教育総務費でございますが、これは、人権教育関係補助事業等に係る経費でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

18ページの令和元年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

1の歳入決算の状況は、備考欄に記載のとおり、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金回収金でございます。

これは、現在、新たな貸付けは行っておりませんが、平成17年度までに貸し付けた高等学校、大学等の奨学資金の償還金でございます。

2の収入未済額の過去3年間の推移は、下段の合計欄のとおり、収入未済額は年々減少しております。

次に、19ページをお願いします。

3の収入未済額の状況の右側、合計欄を御覧ください。

奨学資金の未納者は、上段の奨学資金貸付金回収金分と下段の年度後返納分を合わせますと142人であり、その内訳は表のとおりでございます。

なお、その他につきましては、現在、奨学生本人の状況を確認し、今後、分割納付等につなげていくものなどがございます。

4の令和元年度未収金対策につきましては、1の実施した取組内容に記載のとおり、現年度分につきましては、関係市町村担当者に対して返還事務説明会を実施するとともに、滞納発生後は、未納者に対して、年間を

通じて電話や文書による催告を実施しております。

また、過年度分につきましては、未収金特別対策として、関係市町村の担当者と一緒に未納者の自宅を訪問し、未納者の生活状況等を把握した上で、状況に応じた返還指導を行っております。県外在住者につきましても、個別訪問等による直接交渉を行っております。

2の取組の成果につきましては、3段目に記載のとおり、収入未済額は3,255万1,000円となり、前年度末の3,504万2,000円から249万1,000円の減となっております。

人権同和教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○田代国広委員長 しばらく休憩します。

午前11時0分休憩

午前11時3分開議

○田代国広委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育委員会の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○松田三郎委員 おはようございます。

資料でいいますと、まず1ページ、冒頭、古閑教育長の決算概要説明にもありまして、実はほかの部に関しても最初にちょっとお伺いすることにしております。1ページの歳出の繰越額と不用額、それぞれ——これは、筆頭課だから政策課長になりますかね。要は、地震を経験してあるいはコロナを経験して、また、災害については、今年度発生ですので、これまでには入っていないんですけど、この3年ぐらいで増減といいますか、繰越額と不用額が、大体極端に令和元年度が多い、少



ないというのか、大体例年並みなのかというのは、別に分かる方で結構ですけれども。

○田代国広委員長 過去と比較して今期はどうかということですから。

○井藤教育政策課長 今御指摘のありました過去3年間の推移ということであるかと思えますけれども、申し訳ございません、過去の経緯について、詳細にちょっと把握を正直しておりませんでした。ちょっとそこは確認をさせていただいて、まさに地震とか新型コロナの影響で増減がどういうふうになっているのかということについては、ちょっと分析をさせていただいた上で、改めて御報告させていただければというふうに思っております。

○松田三郎委員 分析までしていただかんでも、ちょっと数字が、例えばいっちょ前だけ、どやんなったかな、平成30年、29年かな、その辺のは数字だけならあるんじゃないですか。厳密にやりゃあでしょ。例えばざっくり何……。

○古閑教育長 お手元に決算の概要というのがお配りしてあると思いますが……。

○松田三郎委員 あるですよ。

○古閑教育長 その中で、すみません、平成30年度と令和元年度だけの比較になりますけれども、繰越額については、金額としては繰越明許費で1億9,200万円減になっています。それと、不用額については、2億853万ほど減になっています。ですから、ちょっと単年度だけの比較ではありますけれども、熊本地震から4年経過して、若干繰越額並びに不用額ともちょっと減少している状況にはあるかと思えます。

○松田三郎委員 まあ、増えているからけしからぬとか減っているからいいということ言うつもりじゃなくて、今教育長からもありましたように、ただ、私言いましたように、だから、次の決算委員会では、当然、またそういう災害を経ての状況ですので、やっぱり増えたりということは予想されます。

要は、もちろんこの委員の中でもそれぞれ御意見あるかと思いますが、なかなか地震とかコロナとかというのを考えると、相手のある事業等々でございますから、ましてや知事部局とはまたちょっと違う視点も教育委員会の場合必要でしょうから、単年度でそういう予算を組んで執行していくというのが非常に窮屈になってくるのではないかと。

まあ、ここ数年もそうですし、地震を経験して、そういう意味では法律、ルールを守るのは当然でございますが、限られた条件の中では、ある意味で、要は効果的、効率的な予算の執行というものが、これは県行政に共通した目標だと思いますので、そういう意味では柔軟な執行をしていただきたいというか、してもいいですよという言い方はちょっとあれでございますが、そういう応援の意味での意見でございますので、要望としてお伝えしたいと思います。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○磯田毅委員 説明資料の33ページですけれども、育英資金の貸付金償還元金が大幅に増加しているその理由ですね。なぜこんなに増えているのかというのが1つと、そして延滞利息ですね。利息がないものと利息があるものとあると思えますけれども、どれぐらいの割合で——普通の利息が何%で、延滞利息は何%なのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○岩本高校教育課長 高校教育課でございます。

33ページのまず元金について、増えているということについては、返還者が増えておりますので、そのことによって増ということになってくるかと思えます。

延滞利息につきましては、年利5%ということになっております。ただ、今現在は、半年単位で行っておりますので、2.5%という形で半年ごとに利息、利率をつけているという状況でございます。

以上でございます。

○磯田毅委員 通常は何%なんですか。通常、延滞じゃない。

○岩本高校教育課長 高校教育課でございます。

無利子でございます。

○磯田毅委員 分かりました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○本田雄三委員 説明ありがとうございます。

2つほどお尋ねさせていただきたいと思えます。

説明資料の3ページの教育政策課さんの収入未済の分ですけれども、この恩給のところ、これはレアケースだと思うんですけれども、この親族の方はちょっと精神的な疾患があるということでございますけれども、生活能力とか判断能力があってお金を使っていたのかどうかと、ほかに親族の方等で管理できる方がいないのかという、この2つを教えてくださいいただければと思えます。

○井藤教育政策課長 教育政策課でございます。

す。

今2点御質問いただきました。

まず、1点目ですけれども、この方は精神疾患を患っておられまして、重要な法律行為ができないというような状況でございます。

本来であれば、成年後見人を選任する必要があると思っておりますが、実際には、本人がその成年後見人の選任を強く拒否されているというような状況でございます。

それと、この恩給の受給権については、今精神疾患を患っておられるこの債務者の方、この方以外には受給権を持っておられる方はいらっしゃらないというふうに聞いております。

○本田雄三委員 ありがとうございます。

そういう判断能力があって請求に応じないのであれば、もうこれは強かに押し進めていかんと思うんですけれども、一般的にそういう能力がなくて、もうどうしようもないということであれば、そのほかのことも考えないといけなかなというふうな気がしたものですから。大変でございますけれども、よろしくお願いします。

もう1点、すみません、附属資料の16、17の体育保健課さんの分なんですけれども、国庫支出金の入力等のミスがあったということでございますが、これは平成29年度の発覚で、30年度までの、言うなら会計システムへの入力を行わなかったからということでございますけれども、これは、ミスは生じることは仕方ないと思うんですけれども、そういう後のシステム的なフォローとかチェックとか、そういうものはかからないのかどうかを教えてくださいたいと思えます。

○平江体育保健課長 体育保健課でございます。

今委員のほうから御指摘ございました未収金につきましては、平成29年度に発生をいた

しまして、そして先ほど説明のほうでちょっと触れさせていただきましたけれども、いわゆる国費事務事業について、事務処理のミスがございました。

当時、当課のほうでは、この国費を取り扱う実績がなかったものですから、それが1つあって、不慣れな部分でのミスというようなのが1点でございます。また、課内での組織体制というものが十分できてなかったというのも併せてございました。

そこら辺がございましたものですから、事故発生後、組織的に課内でこの国費事務に関しまして、また、関連の事務も含めまして、まず、この国費については、やり方を十分周知して、徹底をしてミスがないようにすることが1点でございます。それと、組織的なチェック体制を取るために、特別なチェックシートを作成しまして、再発防止に取り組んでいるところでございます。

また、当課のみならず、教育庁全体で——発生したのは当課でございますけれども、今後、教育庁内でこういうことが発生しないようにということで研修等もやって、現在に至っているところでございます。

以上でございます。

○本田雄三委員 これは、外部といいますか、一般の方に与えた影響というのはそうないと思うので、後は県と国の間でしようから、まあ平たく言えば早う国に戻せという働きかけをしていただいたほうがいいのかと思いますので、よろしく願います。

○松田三郎委員 再発防止に関しては分かりました。

最初の課長の説明のときに、ここにある対応で、今後も文部科学省に要請を行っていくということで、一旦、理由は、出納閉鎖後はもう応じられませんということなら、その後要請しても同じ回答と。これは、何年かする

と不納欠損になるということになるんですかね、処理は。

○平江体育保健課長 体育保健課でございます。

今の委員のほうからお話ございましたように、引き続き、国のほうには、一旦回答が難しいということでもございましたけれども、継続してこの補助のほうのお支払いをお願いしてまいるということで取り組んでまいりたいと思います。

何年間ということで具体的な年数ということではなく、継続して国のほうにはしっかり支払いのほうをお願いしてまいるということで考えているところでございます。

○西山宗孝委員 資料の53ページ、歳出に関する調べというところがありますけれども、前回までの決算でもお伺いしたんですけれども、例えば、この一番上にあります教育指導費というのが、予算現額が660万ですかね。で、不用額が1割強出ていると。

まあ、一例ですけれども、この中で、不用額を出した理由というのが、経費節減に伴う執行残であったということを書いているんですけれども、成果等々を見ますと、結構事業をされているところもあったりして、入札残とかであれば、入札で競争の原理が働いて結構余ったなどかいうことはよく分かるんですけれども、経費節減ということと、一方では事業推進という観点からすると、ちょっと違う面があるんじゃないかと思うんですけれども、それについてお答えいただければと思います。

○井上人権同和教育課長 人権同和教育課の井上でございます。

この87万1,000円、1割強残ったということの大きな理由としましては、年度末に県外旅費等を予定しておったものが、コロナに

よって中止、行けなくなったということであったり、あるいは2月末に予定をしておいた研修会等を中止せざるを得なくなったということで、それに伴う旅費や会場費等が削減、なくなったということでございます。

以上でございます。

○西山宗孝委員 恐らく、2月、年明けますと、そういった研修なり、あるいは出張なりもやりにくくなると思うんですけども、こういう経費節減によるということについて、この人権事業について、もっともっと進めたいかぬということを考えれば、これは年間通してなるべく——旅費は、職員の旅費なのかどうか分かりませんが、そういった事業推進費については、前倒しじゃなくて、年間通して残額に至らないような、これは経費節減ということでは、まあ一部は経費節減があるのかもしれないけれども、ただ単に経費節減という表現ではどうなのかなと思うんですけども、いかがですか。

○井上人権同和教育課長 人権教育推進と、今委員御指摘のとおり、年間を通じて、スケジュール管理をしながら、適宜行ってまいりたいというふうに思います。これからはしっかりと取り組んでまいります。

○西山宗孝委員 人権の推進の件は一例でありますので、ほかにもこういった項目が結構あるので、事業を推進する立場という観点からも、今後も事業執行については検討していただきたいと思います。

○田代国広委員長 有効な活用ですね。

○西山宗孝委員 はい。

○河津修司委員 先ほどのお二人の関連であります。まず今の点では、説明資料の5ペ

ージですか、教職員人事費で、工事の入札不調による執行残と。入札不調であれば、次に繰越しというなら分かるけど、入札残という意味はどういうことですか。

○井藤教育政策課長 これは、令和元年度において、職員住宅の網戸設置工事を予定しておりましたが、これがちょっと入札が不調になって、それがちょっと年度末ぎりぎりだったものですから、そのまま不用残でこの年度は落としています。

本年度、新たにこの網戸の設置工事については、現在対応中というような状況でございます。ちょっと工事の実施時期との絡みもありましたので。

○河津修司委員 繰越しじゃなくて、一回落として新たにもう一回項目を上げたということですか。

○井藤教育政策課長 今委員の御指摘のとおりで対応させていただいております。

○河津修司委員 その理由というのは。

○田代国広委員長 繰り越さずに落として、また上げたその理由だろう。

○井藤教育政策課長 この教職員住宅関係の工事につきましては、毎年、一定の改修工事と申しますか、改修の経費を持っているんですけども、ちょっと年度年度で優先順位と申しますか、どうしても——網戸の設置工事については優先度が高かったりとか、あるいは別のところで、舗装工事であれば、優先度は高いところと低いところとあったりとかするものですから、毎年度ちょっと優先順位を考えながら、どこを優先にやるかというところでちょっとその工事の順番が変わったりとかするという関係で、一旦これについては落

としているというような状況でございます。

○河津修司委員 それから、附属資料の16ページの先ほどの全国中学校体育大会の事業、これは、会計年度が過ぎたからというので国からは出せないという話でしたが、そうであれば、引き続きまだ要求していくという話ですが、県としたら、そういった逆の立場でいったときに、県は出納閉鎖になった後にも何か払う方法って、そういったことはあるんですか。

○平江体育保健課長 体育保健課でございます。

今委員御指摘のほうで、県のほうから、逆の立場で払うようなシステムがあるかということでございますか。

正確に私がその県のほうからのお支払いをするかというようなことで、ちょっと手元に資料を準備してございませんので、ちょっと確認をさせていただいて、また後ほど御報告させていただく形でございますでしょうか。

○河津修司委員 出納閉鎖した後にはもう払えませんかと言われたというわけですから、それでもなおかつ払ってくれというか、補助してくれという話であれば、そういう例というものがあるんだろうかと思って。

○平江体育保健課長 体育保健課でございます。

一応、関係課の財政課と会計課とも、いろいろ助言をいただきながら、本件につきましては、発生当時から対応を進めているところでございます。

今委員御指摘の会計を閉じた後に支払いができるかということでございますけれども、一応、国のほうにお願いしますときは、これは、会計法の条文に基づきましてお願いをし

ているということで、今進めているところではございます。

○河津修司委員 せっかくもらえるものはしっかりもらってほしいと思うんですが、それにはちゃんとやっぱり国も納得するような説明をお願いしたいと思います。

それから、冒頭の教育長の話の中で、昨年、この委員会から指摘を受けたということで、専門高校の機械が古いから新しくしてほしいということで、今年においては大型トラクターとかドローンを購入して、全ての農高生がこの機械を通して、機材を利用して実習を行うことが可能と。

この機械というのは、各学校に入れるんじゃないかと、どこかに入れたからそれを利用する、要するに、ほかの学校からも来て利用するということになるんですか。

○岩本高校教育課長 高校教育課でございます。

今委員の御指摘の点につきましては、大型トラクター及びドローン等の導入につきましては、熊本農業と菊池農業の2校のほうに配備したいというふうに考えております。

2校だけの取組ではなくて、先ほど教育長のほうからもお話がありましたように、農業高校11校ございますので、11校の生徒たちがそのトラクター等の研修に関われるように、今後取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○河津修司委員 そうであれば、各学校に整備をしていくということを考えているということですか。

○岩本高校教育課長 現時点では2校のみでございますけれども、将来的には、そういった可能性も含めながら検討してまいりたいと

思っております。

○河津修司委員 ぜひともそういう実習機械の充実を図っていただきたいと思うんですが、測量機械等も相当古いと言われておりますし、まあ学校は基本的なところを学ばないと、最新の機械が要る必要はないというような考えもあるかと思いますが、せめて、あまりにも時代遅れで使えない、実際、生徒たちが卒業しても、基本的なところを学べなかったということにならないように、適宜やっぱり更新をお願いしたいと思っています。

これは要望です。

○小早川宗弘委員 先ほどの河津委員の関連ですけれども、5ページ、教育政策課井藤課長だと思いますけれども、教職員住宅関係工事の入札不調というふうなことで、執行残が300何万というふうな説明で、網戸というふうなこと、これは網戸をどれぐらい入れられるのか、ちょっと高いなという感じがするんですけれども、その具体的な内容と、あと、この教職員人事費の中に教職員住宅の建設償還及び財産処分費とかあるいは住宅管理費だとかいうのが入っているんですけれども、一方、これは20ページ、施設課、川元施設課長、これには、校長宿舎等の貸付料の収入というのが載っていますけれども、これは、教職員住宅というのは、教育政策課が所管するのか、施設課がするのか、この違いをちょっと教えていただきましたかですけれども、普通何か施設課がそういうのを、網戸の改修も含めてするんじゃないかなというふうに思いますけれども。

○井藤教育政策課長 まず、後段の御質問の職員住宅をどこで所管するかという話なんですけれども、一応教職員住宅につきましては、もともと公立学校共済組合のほうで建設をしてもらって、それに対して、うちが償還

金といますか、それを毎年払って行って、償還完了した時点で県の教育委員会のほうに所管替えをするというような流れでこれまで建設をしてきておりました。

そういった背景があるものですから、うちが、福利厚生ということで公立学校共済組合も所管しているという流れで、この教職員住宅については、教育政策課のほうで所管させていただいているというような状況でございます。

それと、前段の最初の質問でございますが、この工事の入札について、一応この網戸の設置工事については、東熊本住宅の網戸設置工事で、かなり広範にわたる設置工事ということだったんですけれども、結果、受ける業者がいなかったということと、もう1つ、阿蘇中央高校のほうの住宅の舗装工事もあったんですけれども、これについても請負業者がそのときなかったというところで、ちょっと一旦落とさせていただいたというような経緯がございます。

○小早川宗弘委員 教職員住宅関連については、そういう経緯があったというふうなことで、所管が異なっているというふうなことで、分かりました。

八代にも教職員住宅が何軒かあつとですけど、かなり老朽化して、ほとんど使いものにならないということで、売却の方針というふうなことを教育委員会から以前何か聞いておりますので、基本的には、山間部で民間賃貸住宅がないようなところは建設していくべきだというふうに思いますけれども、今後は、そういう施設を持って、教職員住宅を建てて維持管理していくというふうな部分では、かなり県の教育委員会のコストもかさむのかなというふうに思いますので、できるだけ地元の活性化というのも考えたら、民間の賃貸住宅を教職員の皆さん方には利用してもらったほうが、住宅手当とか、そういったものをや

ったほうがコスト的にはぐっと下がるのではないかというふうに思いますので、そういったことを要望させていただきたいと思いません。

何かあれば。

○井藤教育政策課長 今委員から御指摘いただきましたけれども、教職員住宅については、財政健全化の観点も踏まえて、一応平成14年度以降は新規の建設は行っておりません。

それと、既存のその教職員住宅についても、かなり経過年数がたっているということがございまして、もう入居者が2年連続して5割に満たないというような場合には、その翌年からは新たな新規の入居者を認めずに、全部入居者がなくなった時点で一応売却する方向で、これまで手続を進めてきているというような状況でございまして。

○小早川宗弘委員 分かりました。

あと1点だけいいですか。すみません。

またちょっと違うところですけども、これは本資料の40ページ、学校安全・安心推進課重岡課長だと思いますけれども、この教育指導費の中にスクールカウンセラー費の報酬及び旅費見込み減に伴う執行残というふうなことで、この不用額が全体で1,500万ぐらい計上されております。スクールカウンセラーと、あと、いじめ防止対策のやつ、執行残が500万ぐらいというふうなこと。

先日、ニュース報道で、2019年度のいじめでの認知件数が最大だったというふうなことで、まだまだやっぱりいじめの件数というのは増えているんだなど。いろいろ皆さん方あるいは全国でも、いじめ対策というのは様々な角度から取り組まれておると思いますが、せつかくこういう予算があって、いじめられている児童生徒さんも多いという中で、こういう執行残が残るのはいかがなもの

かなど。

スクールカウンセラーとかあるいはスクールソーシャルワーカーの皆さん方、本当何か忙しく毎日学校を回ったり、子供の相談を受けたりしていらっしゃるということで、余るぐらいだったら、もうちょっと人を増強したりすることが必要ではないかなというふうに思いますが、その辺のこの執行残の理由についてちょっと教えてください。

○重岡学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課でございます。

委員御指摘のスクールカウンセラーの報酬のところの執行残でございますが、スクールカウンセラーは、今県立、義務合わせまして90名ほど任用をして、フル回転で学校等にも配置をしております。

スクールカウンセラーの任用に当たりましては、臨床心理士、いわゆる公認心理士の方をできるだけ多く採用したいということで、その方の分が、大体報酬のほうで5,020円でございます。ただ、本県、まだ人材不足のところもございまして、いわゆるその準ずる方という形で、臨床心理士の資格はお持ちではないんですが、大学等で心理の資格を取られて、これまで5年以上カウンセラーの経験がある方を準ずる方という形で、さらに追加で雇用をさせていただいております。

その準ずる方が、報酬が3,050円でございます。ここに2,000円ほど報酬の差が生じております。予算の積算上は、もともと、正式臨床心理士で5,020円の報酬で、それぞれ90人分が2万時間ほど活動する時間を積んでおるんですが、実際には、先ほど申し上げました準ずる方の任用をやはりある程度、本年度も14名ほどさせていただいておりますので、その差額と活動時間の分の報酬の差額で1,000万ほど生じているのが実情でございます。

それと、もう一点のいじめの防止の対策推

進事業でございますが、これは、いわゆる自死事案等の重大事態が発生した場合の調査委員等の旅費と報償費ということで、例年、この500万ほど予算化しておりますが、昨年度は、この重大事態の県教育委員会の調査がなかったということで、その分がそのまま執行残という形で生じております。

以上でございます。

○小早川宗弘委員 分かりました。

そういうふうな、全国最多というふうな、いじめ認知件数がですね。熊本の場合は、ちょっとどういった状況か分かりませんが、ぜひ、いじめ対策は非常に重要な課題だというふうに思いますので、しっかりとまたこの予算以上に予算をつけていただいて、子供たちの心のケアとかいじめ対策あるいは不登校問題、そういったものに取り組んでいただきたいと思っております。

以上です。

○池永幸生委員 概要説明の中で、県立高校の在り方という項目がありました。先日も違う会合で言ったんですけども、本当に熊本で、熊本県立高校でいろんな授業を受ける、お金かかるんですね。にもかかわらず、熊本に定住される方が30数%だと聞いております。北陸の石川県辺り、逆に70%、80%が地元に残られる。やっぱり、もちろん企業とか親の意見とかが加味されるわけでしょうけれど、熊本には立派な工業団地がたくさんあるわけです。また、新たに、報道の中でも、今度県北のほうに工業団地を造ろうかという動きもある。そういう中で、やはりいかにして熊本で育った人間、熊本で学びをした人間が熊本に残るか、その方策のことではななろうかなと思っておりますけれど、大体、具体的にどのような手を打たれるのか、その点をお聞きしたいと思っております。

○岩本高校教育課長 高校教育課でございます。

今委員のほうから御指摘がありました点について御回答させていただきたいと思っております。

平成19年に県立高等学校再編整備基本計画を策定いたしまして、生徒の教育環境を確保する観点から、再編統合をはじめ、様々な取組を行ってきたところでございます。

その結果として、小規模校の減少であったり、特色ある学校づくりが進んできているというふうに評価をしているところでございます。

しかしながら、一方で、少子化の進展に伴いまして、熊本市以外の地域を中心として、募集定員が充足しない状況が続いております。

ただ、本県におきましては、これから今しばらくの状態は、中学3年生の生徒数が1万6,000人の下げ止まりの状況で、令和9年度まで続いていくということもございまして、今後4年間程度は、もう再編統合を前提とするのではなくて、学校の魅力づくりに力を入れて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

あわせて、このコロナウイルス感染症拡大を契機としまして、ICT活用の必要性が顕在化するなど、社会の状況が急激な変化をしたり、生徒の多様化、そして地域における学校が果たす役割への期待など、高等学校へ求められる環境というのが大きく変化しているというふうに考えております。

そういったことを含めまして、本年、高校教育課のほうに高校魅力化推進室を設置いたしまして、今年度8月には、外部有識者12名を委員としました県立高等学校あり方検討会を立ち上げ、現在検討を行っているところでございます。

検討会は、今年4回開催する予定でございまして、来年2月には報告書を取りまとめで



いただき、教育庁のほうに提出していただくというふうなところで、今現在取り組んでいるところがございます。

以上でございます。

○池永幸生委員 ぜひとも検討会の中に企業も入れていただいて、企業の持つておる、熊本におられる企業の方たちの魅力度、それをやっぱり生徒さんたちに教えることが、少子化対策にもなるでしょうし、産業人口の上昇のためにもなるかと思ひまして。

もう1つ、委員長いいですか。

多岐にわたって貸付金というのが出てきます。その未収金というのはずっと残っていくわけですけれども、ある程度期限を切って、労力をもうそこで終わりにする、そういった方策はできないものでしょうか。

○岩本高校教育課長 高校教育課でございます。

委員の指摘につきましては、現段階で一応そういった制度的なものはございません。そういったところが可能かどうか検討してまいりたいというふうに思ひます。

以上でございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 学校人事課、説明資料の10、11、12ページに、小学校、中学校、高校、特別支援学校の教職員費と申しますか、人件費が上がっております。その後、また教育長にお尋ねしますが、私が、大分前ですけど、教育警察委員会で、当時の教育長あるいは学校人事課長に、熊本県の場合は——その当時ですよ、いわゆる臨採、臨時的任用教員、何かそぎゃん名称だった——の割合が、その当時は、少なくとも全国的な中では多いと。これは、将来的には全国平均並みと申しますか、そういう割合を下げていかなければ

ならないと思ひますというような御答弁が当時ありました。

それで、今何%とはお尋ねしませんけれども、少なくとも令和元年当時に、目安として全国平均からすると多いのか少ないのか、当時の答弁からすると、大体割合を減らしてきている傾向にあるのかというのが分かりますか。

○磯谷学校人事課長 学校人事課でございます。

臨採の割合ということで、欠員率という言葉を使っておりますけれども、令和2年の、例えば、小中学校の欠員率というのが8.3%でございます。高等学校が12.6%。これは、今必死に頑張っておりますけれども、特別支援学校が30.6%ということで、かなり高い状況でございます。九州各県と比べますと、少し、先ほど言った特支学校あたりは高いのかなと。例えば福岡の場合25%、熊本県が30%とか25%、佐賀14%、鹿児島は少し高くて23%と。まあ、10%台のところもでございます。小中学校あるいは高等学校については、恐らく小中学校は、九州各県、ほかと比べてもあまり変わらない状況、高等学校については、若干高い、福岡県が13%、熊本県が12.6%ということでございます。

ちょっとそこまで戻った資料というのがございせんけれども、委員御指摘のように、令和元年からの比較ということでいけば、今必死で、特に特支あたりかなり高い状況がございまして、改善する取組を進めているということでございます。努力はしているんですけども、なかなか一気に改善しないという状況でございます。

○松田三郎委員 お金の話するのもなんでございますが、教育の場で、人件費の総額をある程度抑えようとするならば、いわゆる臨採の先生はそう減らさないほうが総額的にはい

いのかもしれません。事実、例えば、今もまだ受験の年齢は、30何歳かありましたよね。で、どうしても先生になりたいけれども、なかなか採用されないと、受からないという人も、そういう意味では、現場で先生をできるわけでしょうから、この制度自体はそういう方にとってはありがたいのかもしれないし、こうやって職責というか、まあ担任を持ったり、何ら変わらないような仕事で、そこそこの給料という話も聞きますので、そういう意味では、言いましたように、全国平均とか、これからどんどん減らしていくんだというような方向性なのか、今若干特別支援学校に関しては欠員率が高いけど、ほかのを含めてどう——今のレベルでいくとか、もうちょっとやっぱり減らしますとか、いやいや、そういうことがあって、これから総額抑えるために増やしますとかという方向性の検討なり目安というのはあるんですかね、教育委員会の中で。

○磯谷学校人事課長 学校人事課でございます。

今後の児童生徒数の推移というのを見て、それによって教職員の数というもおのずと変動していくというのが予想されますので、そういうのを加味しながら検討していく必要があるかなど。今足りないから大幅に上げてしまうと、将来どうだったのかという話にもなりますので、そこはある程度シミュレーションしながらやっていかないといけないなと思っております。

ただ、先ほど申したように、少し割合が高過ぎて、弊害というか、いろいろ問題が発生しているところについては、少し力を入れて補助する必要があるのかなというふうに考えております。

○松田三郎委員 分かりました。

今話を前提にちょっと教育長にお尋ねし

たいのは、今だんだん子供さんの数も減ってくるだろうと。もちろん、小学校、中学校、高校でそれぞれ違うかもしませんが、県が教員を採用するときの基準といいますか、熊本県の場合は、こういった先生になってもらいたいというのが、まあ大体全国共通かもしませんが、そういうのがあるんだと思います。

というのが、例えば、昔、我々が小学校、中学校だったころは、やかまし先生も、取りあえず何か尊敬せにゃいかぬとか、奉らにゃいかぬという意味では、あまり大したことない先生でも、学級運営は楽だったと思うんですね。大概のことは児童生徒が従うと。今は、いじめの対応があったりとか、あるいは発達障害児に対する対応というのは非常に神経を使う。今言いましたように、昔ほどは児童生徒が尊敬してくれぬとか、一方では、やっぱり分かる授業、授業のスキルを高める、そういうところも保護者には要求されるかもしれない。一方でも、もちろん人間的に人格者とまでは言いませんけれど、やっぱり今でも学校の先生はこうあるべきとか、子供に対しては、人生とは、人間とはというようなを語るぐらいの何か資質も欲しいとか、いろいろ要求される分野があるかと思いますが、全てを満たすような先生ってなかなかいらっしゃらないんだと思います。

加えて、よう学校人事課長も、不祥事等々で謝罪なさつとるテレビ映像も見ます。まあ、ごくごく一部の教員だとは思いますが、そういうのを考えますと、採用の時点ではまだ先生じゃないわけでしょうから、その方が採用されて4月1日から学校現場に入ると、その時点でももちろん、言い方は失礼ですけど、一人前じゃないわけだと思います。これから、自分の努力なり、研さんなり、経験を積んで、ちょっと口幅ったい言い方ですが、県教育委員会が思う、何年後かにはそういう先生像になってもらいたいという期待を

込めて、採用試験なり、今は模擬授業とか集団面接とかいろいろな工夫をなさっているという話も聞きます。ただ、やっぱり何日間かの中で大量の教員を採用しなければならないという意味では、人事の——ほかの企業にとってもそうかもしれませんが、人事のある意味じゃ難しさ、限界もあるんだろうと思います。

そこで、ちょっとざっくりした質問ですが、冒頭言いましたように、教育長が思われる、熊本県の、今あるいはこれからこういった先生を採用したいというのがあるかと——あるわけで、それが1点と、あと、言いましたように、採用した時点では、これからの期待なり、伸び代、可能性にかけての採用でしょうから、これを、御自身の努力はもちろんでございますが、分かる授業ができる、そういうスキルアップのためとか、あるいは人格を磨いていただくとか、ある意味での理想的な教員像につなげていくような県の教育委員会におけるシステムと申しますか——が1つ2つでもあればちょっと教えていただきたいと思えます。ちょっとざっくりした質問ですみません。

○古閑教育長 まず、1点目のどういう先生をとということですが、一応教員のいわゆる資格、免許は皆さんお持ちですので、そういう意味では、ある程度最低限の知識等はお持ちになるという前提の下で、我々としては、その人格ももちろん当然ですし、今申し上げた知識等も当然ですけれども、私自身、これはちょっと個人的な意見も入りますけれども、やはり子供たちと向き合う意欲、そして子供たちの夢を実現するような姿勢と申しますか、そういったことを私自身はちょっと大事にしていきたいというふうに思っております。

ただ、非常に今教職員は、松田委員のほうからも御指摘がありましたように、いろん

な、いわゆる保護者の対応等々含めて、学校現場の課題が多いという印象で、実は小学校の先生は2倍を既に切っています、応募といえますか。大変厳しい状況にあります。

ですから、我々としては、逆に多くの人にまず学校の先生を目指していただく、そういう意味では、学校の魅力化、先ほど池永委員とかもお話がありましたけれども、学校の魅力化も併せてですね、教職員の魅力の発信、そういったことも併せてやっていく必要があるのかなというふうに思っております。

そして、2点目の今後のスキルの向上等については、これは、定期的に研修制度を設けておりますので、その中でいわゆる集合研修等も活用しながらやっていくというのがまず1つなんですが、ただ、日常的には、やはりOJTと申しますか、各学校現場での——これまでは先輩の先生方が非常にたくさんいらっしゃった。ただ、今は、いわゆるそういう方々が一斉に辞められる時期にも重なってしまして、ですから、若い先生が、なかなか習おうとしても、その先輩の先生方が非常に少なくなっている現状がございます。

そういったこともありまして、より管理職、いわゆる校長、副校長、主幹教諭とか、そういう方々の役割が非常に大きくなっていますし、その方々だけに頼ってもしようがありませんので、いわゆる学校現場でどういう研修をやるのかというようなことも、我々のほうからも、絶えず周知と申しますか、発信しながら対応していきたいというふうに思っています。

特に、御承知のように、来年4月からは、もう小中学校ではICTが1人1台、端末が各生徒の机の上に並ぶような状況になりますので、そういったICTとか、様々な社会環境の変化にも対応していく先生方が必要でございますので、そういった研修も併せて今やっていると申しておりますけれども、ですから、絶えず先生方も、伸び代と申します

か、スキルの向上は、ある意味年配の先生も含めて絶えずやっていく必要があるかと思っておりますので、若い先生方含めて、しっかりとそこら辺、我々県教委としても対応していきたいというふうに考えております。

○松田三郎委員 急に質問しまして、すみませんです。

最後のほうで教育長おっしゃったように、一般の企業なら、例えば、新しく入ってきた人が配属されて、上司と部下、あるいは先輩でこういう仕事の仕方がある程度教えていくという関係があるんでしょうけれど、もちろん全くないとは言いませんが、学校の場合は、一人一人の先生が、1つの教科であり、1つのクラスであり、もちろん、先輩にお聞きになることはあるかと思いますが、指揮命令系統がやっぱり、校長、教頭、管理職からは別として、先輩だから何か指示したり、命令したりとか、隣のクラスの先生がということではなくて、逆に教えを乞うて非公式にといいいますか、いろいろ温かい先輩から教えていただく、本人の先生自身も努力をしていただくと、こういうところに負っていた部分も多いんだろうと思います。

だからといって、私が、さっき言いましたように、何かシステムをつくってという、その講習、研修が増えるとまた先生の負担も多くなるという意味では、今の働き方改革とかあるいは部活の一部社会体育化という意味では、やっぱり少しずつ世の中の流れが、先生の負担を、事務的な負担を軽減して、できるだけ、教育長おっしゃるように、子供さんと向き合う時間を確保しようという流れだとは思いますが。

ですから、どうか、さっき言いましたように、なかなか制約のある中での人事採用だと思いますが、小学校が2倍を切ったということもあります。また、例えば10倍を超えるほうがいいとは思いませんけれども、やっぱり

もうちょっと倍率も増えて、選ばれる職業じゃなくて、やっぱり先生になりたいなと思う人がそのままなれるというような、まあ数字だけじゃございませんが、なればいいなと思っておりますので、またいろいろやっていただくべきことは多いとは思いますが、頑張ってくださいとエールを送って終わりしたいと思います。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 ないようですので、これで終わりますが、ただいまありましたように、子供たちの人格形成上、極めて教育行政は大事な役割を担っておるわけでございますので、今後とも、教育現場の充実、その向上に向けて、なお一層の御精進を心から期待し、お願いして、今日の審査を終わります。

どうもお疲れさんでした。

午後は1時から再開します。

午前11時55分休憩

---

午後0時59分開議

○田代国広委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより企業局の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、企業局長から決算概要の総括説明をお願いします。

藤本企業局長。

○藤本企業局長 まず、前年度の決算特別委員会報告における施策推進上改善または検討を要する事項等は、企業局にはございませんでした。

それでは、令和元年度の電気事業、工業用

水道事業、有料駐車場事業、3事業会計の決算の概要について御説明申し上げます。

まず、電気事業会計でございます。

総収益11億6,900万円余に対し、総費用は65億6,600万円余で、差引き53億9,600万円余の純損失となっております。

この主な要因は、荒瀬ダム関連資産の処分に伴う除却損によるものです。

なお、主力4発電所のリニューアル事業の現地工事に伴い、市房発電所の発電を停止しておりましたが、本年度から運転を開始しております。

一方、緑川発電所においては、本年5月から運転を停止しておりますが、令和3年度末には発電を開始する予定です。

また、風力発電については、昨年9月30日をもって、民間事業者への譲渡を完了しております。

次に、工業用水道事業会計でございます。

3工業用水道事業合計で、総収益10億900万円余に対し、総費用は10億2,100万円余で、差引き1,200万円余の純損失となっております。

施設別では、八代及び苓北は、純利益を確保しましたが、有明につきましては、純損失となっております。

なお、経営改善の方策の一つとしまして、工業用水道分野では全国初となるコンセッション方式の導入を進めております。さきの9月議会におきまして、運営権設定について議決をいただき、来る10月27日には、運営権者との契約締結を予定しております。引き続き、4月からの運営権者による事業開始に向け、準備を進めてまいります。

最後に、有料駐車場事業会計でございます。

総収益1億2,600万円余に対し、総費用は6,700万円余で、差引き5,800万円余の純利益となっております。良好な経営状況を保っております。

なお、今回の決算から、県政貢献として、一般会計へ2億円を繰り出しております。

以上が決算の概要ですが、決算内容の詳細につきましては、この後、総務経営課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田代国広委員長 次に、監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いします。

○福島監査委員 それでは、お手元の白い冊子で「令和元年度(2019年度)決算審査意見書」を御用意ください。

1ページをお願いします。

下段の「第2 審査の結果」のところを御覧ください。

3つの事業会計の決算諸表は、いずれも経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しており、また、財務会計事務においては、一部に改善すべき事項があったものの、おおむね適正に行われていると認められました。

2ページをお願いします。

ここから、経営の状況を記載しておりますが、先ほど企業局長の説明もございましたので割愛させていただきまして、飛びますが、25ページをお願いします。

決算審査意見について御説明をいたします。

まず、1、電気事業会計でございます。

元年度決算は赤字でしたが、先ほど御説明がありましたとおり、荒瀬ダム撤去完了による特別損失並びに主力の4発電所のFIT移行に向けたリニューアル工事に伴う電力料収入の減少が主な要因であります。

令和3年度までリニューアル工事が続きますので、今後も引き続き、経費削減に努めるほか、効率的に工事を実施していくことを求めています。

次に、2、工業用水道事業会計です。

元年度決算は、有明工業用水道事業におい

て、竜門ダム関連の負担金が多いことから、1億円の経常損失を計上しており、工業用水道事業全体での累積欠損金が49億8,000万円となるなど、非常に厳しい状況にあります。

このため、収支改善を図る必要があり、有明及び八代工水が抱える多くの未利用水について、多角的な視点からさらなる需要拡大に努めていくことや、来年度から予定されている民間活力を生かしたコンセッション方式の導入効果を高めていくことを求めています。

しかしながら、これらの改善策を講じても、竜門ダムの関連費用が重くのしかかる中、累積欠損の解消は極めて困難な状況であり、抜本的な対策を講じる必要があると考えております。

26ページをお願いします。

有料駐車場事業会計です。

元年度決算でも純利益5,800万円余を確保するなど、良好な経営状況を保っており、県政貢献のため、内部留保資金から一般会計へ2億円を繰り出されています。

今年度は、新型コロナの影響で、利用台数の減少が懸念されますが、引き続き、指定管理者による民間のノウハウを生かした管理運営やサービスの提供により、県民や観光客が利用しやすい駐車場としての運営に努めたいと意見を申し上げております。

最後に、全般的事項としまして、先ほど触れました工業用水道事業の非常に厳しい経営状況に鑑みまして、まずは、企業局において、適正な会計処理及び資産評価に努めるとともに、各事業会計間及び工業用水施設間の資金の移動は本来どうあるべきかを踏まえた上で、一般会計との負担ルールの見直しの協議を行うなど、将来にわたる経営安定化に向けた対策を検討する必要があると考えております。

この点につきましては、総務部に対して

も、しっかり検討するよう伝えております。

以上が企業局の決算審査意見の概要でございます。よろしく願いいたします。

○田代国広委員長 次に、総務経営課長から決算資料の説明をお願いします。

○永松総務経営課長 それでは、御説明いたします。

まず、定期監査についてですが、企業局は、八代工業用水道配水管漏水補修工事において、実際の給水ルート上の配水管を不使用ルートの配水管と誤認して切断し、工業用水の断水を起こした事案1件の御指摘を受けております。

企業局としては、既設図面と現地の位置関係を把握することで、全ての配水管のルートの確認を行うとともに、今後の施工に当たっては、作業チェックリストによるチェックや工事施工前に複数名による調査、確認、工事施工後の周辺受水企業の給水状況の確認を行い、このような断水を二度と起こさないよう努めてまいります。

次に、監査委員からありました決算審査意見について、その取組状況を御説明いたしますが、先ほど局長が説明した内容と重複する点は省略させていただきます。

まず、電気事業会計では、令和3年度までは、リニューアル現地工事に伴う発電停止により、電力料が収入減となり、一時的に赤字が続く見込みですが、内部留保資金に十分余裕があり、経営面での影響はありません。

また、荒瀬ダム撤去完了による特別損失については、資本金の減少等による補填を行うこととしております。

なお、リニューアルが完了した発電所については、順次、現在の2.5倍の電力料金で20年間固定価格での売電が決まっており、安定的な経営が続く見通しですが、引き続き、効率的な工事の実施及び事業経営に努め、経費

の節減に取り組んでまいります。

次に、工業用水道事業会計ですが、八代と苓北は黒字を計上しておりますが、有明では、当分の間、竜門ダムの使用権の減価償却などの関連経費として、毎年度約4億円の負担が必要であり、赤字が続く見込みです。引き続き、関係機関と連携し、工水需要の拡大に努めるとともに、令和3年度から導入するコンセッション方式により、民間のノウハウや創意工夫を活用して、さらに経費節減に努めてまいります。

次に、有料駐車場事業会計ですが、指定管理者からの納付金収入により、良好な経営状況にあり、新型コロナウイルス感染症の影響による駐車台数の減少も持ち直してきております。本年度末で現行の指定管理期間が終了するため、令和3年度以降の指定管理者の選定を12月議会へ議案提出に向けて進めているところです。今後も指定管理者と連携し、利用しやすい駐車場を目指してまいります。

最後に、全般的事項ですが、各種引当金の規程等については、順次整備を進めており、本年度中にも完了する見込みです。

減損会計については、減損会計に関する取扱要領に基づき、適切に処理してまいります。

なお、工業用水道事業については、各事業会計間及び工業用水施設間の資金の貸借に伴う移動の在り方を見直すとともに、一般会計との負担ルールの見直し等について、知事部局と協議を始めております。

決算審査意見書については以上でございます。

続きまして、決算概要につきまして、お手元の令和2年度決算特別委員会説明資料により御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、1ページの電気事業会計をお願いいたします。

1、施設概要ですが、水力発電は、市房第一発電所から緑川第三発電所までの7つの発

電所を運営しております。このうち、市房第一と第二、緑川第一と第二の主力4発電所について、順次、大規模更新工事、いわゆるリニューアルを行っており、市房の2発電所は、今年度初めに完了し、緑川についても、令和3年度末までに完了する予定です。

なお、リニューアル前の水力発電の最大出力の合計は、5万4,200キロワットです。令和元年度の実績供給電力量は、水力発電が1億137万キロワットアワーで、市房発電所の発電停止により、前年度比80.2%となりました。風力発電については、昨年9月30日をもって民間企業への譲渡を完了しました。なお、昨年度の実績は、17万8,384キロワットアワー、前年度比30.8%でございます。

次に、2、電力料金の契約の状況及び実績ですが、発電した電力は、全量を九州電力へ売電しております。令和元年度までは、水力発電所の市房第一から笠振の5発電所は、2年ごとに契約料金を改定しており、昨年度分は、1キロワットアワー当たり9.67円相当で、料金収入は、9億8,200万円余となりました。菊鹿と緑川第三及び風力発電は、固定価格買取制度、FITの適用を受けており、売電単価、電力料金収入は記載のとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。

3、令和元年度決算の状況でございます。

(1)の収益的収支ですが、表頭、令和元年度(A)の欄を御覧ください。

収入の合計が11億6,900万円余、支出の合計が65億6,600万円余で、差引き53億9,600万円余の純損失が生じており、前年度と比べ、50億5,700万円余損失が増加しております。主な要因としましては、荒瀬ダム関連資産の処分として、ダムなどの撤去工事費や固定資産の売却損を仮勘定に計上していたものを、ダム撤去工事完了に伴い、特別損失として一括計上し、除却損53億6,500万円余を計上し

たことによるものでございます。

3ページをお願いいたします。

(2)の欠損金処理計算書案ですが、令和元年度末の未処理欠損金53億9,687万7,000円については、資本金の額の減少分47億7,090万円及び荒瀬ダム関連交付金等の資本剰余金15億37万2,000円、このほか、不要となりました他の資本剰余金と合わせまして、合計62億7,127万2,000円を充てることにしております。

この資本金の額の減少分47億円余については、藤本発電所の運転期間における利益相当額でございまして、その額を処理に充てることとしております。これにより、令和2年度への繰越利益剰余金は、8億7,439万5,000円となる予定です。

この結果、ページ右側の(3)積立金及び留保資金残高一覧のとおり、内部留保資金は、33億8,200万円余になります。

次に、ページ下部の(4)資本的収支ですが、表頭(A)の欄を御覧ください。

建設改良費や企業債償還金など、資本的支出が合計47億7,100万円余、一方、資本的収入は、企業債、工業用水道事業会計からの返還金、荒瀬ダム関連交付金等で、合計43億1,200万円余となっております。不足する4億5,800万円余は、摘要欄にありますように、過年度分損益勘定留保資金及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補填しております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計でございます。

1、施設概要ですが、有明工業用水道が昭和50年、八代工業用水道が昭和52年、苓北工業用水道が平成5年に給水を開始し、給水能力は、合計で1日当たり6万8,360立方メートルとなっております。

次に、2、利用状況ですが、令和2年3月31日現在、3施設合わせて40社に給水してお

ります。元年度は、前年度に比べ、契約水量が、有明において日量50立方メートルの増、八代、苓北において、それぞれ52立方メートル、20立方メートルの減となっております。

なお、備考欄に記載のとおり、有明と八代の両工水とも契約率が4割前後となっているため、引き続き関係機関と連携し、需要開拓に努めてまいります。

5ページをお願いいたします。

3、令和元年度決算の状況です。

(1)－①の収益的収支ですが、3工水別の収支状況について、表の最下段の右側にある摘要欄を御覧ください。

八代と苓北は、それぞれ2,500万円余、5,800万円余の純利益を確保しましたが、有明につきましては、9,600万円余の純損失となりました。

次に、3施設の合計を説明いたします。

表頭(A)の真ん中辺りに収入の合計がありますが、10億900万円余、下から2段目の支出の合計は10億2,100万円余で、差引き1,200万円余の純損失となっております。

続いて、1枚おめくりいただき、6ページをお願いいたします。

(1)－②欠損金の状況です。

元年度末では、有明で47億900万円余、八代で13億2,200万円余の累積欠損金があり、合計では、49億7,600万円余の累積欠損金を抱えております。

ページ右側の(2)欠損金処理計算書案ですが、資本剰余金のうち、今回不要となりました雑資本剰余金を処分しまして、令和2年度への繰越欠損金は、49億7,568万8,931円となります。

次に、下段の(3)資本的収支ですが、表頭(A)の欄を御覧ください。

資本的支出の計は18億1,200万円余、資本的収入の計は、17億9,600万円余となっております。不足する1,600万円余は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填してお



ります。

続きまして、7ページの有料駐車場事業会計をお願いいたします。

1、施設概要ですが、有料駐車場事業は、熊本市中央区安政町の立体駐車場が、収容台数298台、熊本市中央区新屋敷の月ぎめの平面駐車場が37台で運営しております。

次に、下段の2、駐車台数実績ですが、普通駐車と定期車を合わせた駐車台数は22万1,958台で、30年度を2,200台上回りました。

1ページめくっていただきまして、8ページをお願いいたします。

3、令和元年度決算の状況です。

(1)の収益的収支ですが、表頭(A)の欄を御覧ください。

真ん中辺りに記載のとおり、収入の合計が1億2,600万円余、支出は6,700万円余で、5,800万円余の純利益となっております。

9ページをお願いいたします。

(2)剰余金(利益)処分計算書案です。

令和元年度未処分利益剰余金5,826万2,088円を処分案に示しておりますように、地域振興積立金に5,826万2,000円を積み立てたいと考えております。これは、一般会計で実施する環境や新エネルギー導入などの事業に繰り出すための企業局の積立金です。

処分後は、右側にある(3)積立金及び留保資金残高一覧のとおり、内部留保資金は、9億3,015万円余となります。

次に、(4)資本的収支ですが、一般会計に繰り出した他会計への繰出金2億円は、資本的支出となります。財源につきましては、地域振興積立金を活用しております。

以上が令和元年度決算の概要です。よろしく御審議をお願いいたします。

○田代国広委員長 以上で企業局の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにペー

ジ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○松田三郎委員 決算審査意見書の26ページ、福島代表監査委員からの御説明もありました。ちょっと、急遽、午前中までと、企業局の会計の方式が違うので、まだ整理ついておりませんが、この前提としてちょっとお尋ねなのが、かつて私も経済環境委員会にいたときにも同じ質問をして、ちょっとまた不確かになったので聞きますが、例えば、工業用水が累積で49.8億円の累積欠損金、じゃあ、ほかでもうかっているところから補填できないかなという話をしたら、原則、3事業会計は、それぞれ独立しているんで、補填をすとかというのができるか——貸し借りはできるのかな。で、それはできないということでした。それと、加えまして、冒頭の藤本局長の概要説明の一番最後、県政貢献として、一般会計へ2億円を繰り出しておりますと。これは、要は、県財政に貢献をしているということでしょうから、逆に、赤字があるからといって一般会計から繰り出して、こっちで繰り入れるというのもできないという話を聞きましたけれども、それはどうですかね。さっきの各企業会計ごとのやり取りとか、一般会計とのやり取りというのができるのかできないのかというところを、ちょっとまず最初に整理したいんで教えていただきたいと思えます。

○永松総務経営課長 松田先生の御質問ですが、一般会計からの財政支援につきましては、現在も起債の償還金の一部を一般会計のほうから御負担いただいております。

ただ、それは、交付税等に裏打ちされた法定の繰り出しではございませんで、これはもう昭和50年代に始まったというふうに聞いておまして、もうかなり前からこのルールで繰り出しを受けております。

一応、その法定外のルールで、今起債の一部の償還については御支援をいただいているところでございます。

あと、それと法定分としては、児童手当分とか、そういうのは、実は、交付税措置が入っておりますので、法定内の——額は小さいのですが、補助としていただいている部分はございます。

以上でございます。

○松田三郎委員 前段の各3事業相互のやり取りといたしますか……。

○永松総務経営課長 地方公営企業法の原則でございますが、第17条の2の2項のほうに規定がございまして、地方公営企業の特別会計は「当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。」というふうになっております。いわゆる独立採算制を強く求められてございますので、基本的には、事業間の支援というのはできないというふうになっております。

それはなぜかといいますと、基本的には、もしもうかっていれば、その分、企業でするので、料金を下げるなどして、本来はユーザーの方に還元すべきではないかというふうに考えられているというふうに考えております。

○松田三郎委員 じゃあ、ここの意味するところは何かね。「また」以下の「資金の移動の本来のあり方を明確にしたうえで、一般会計との負担ルールの見直し」云々というのは……。

○永松総務経営課長 各事業間、いわゆる工水と電気とか、駐車場とかということになりますけれども、これも今、貸付けをやっている状態で、実は、年末に借りて年度末に返すというふうな、要は、工業用水に返せる資金が今ございませんので、借りて返してるとい

うのは、今ずっとやっているようなものから、まず、こういう状態が適正なのかというのを、もう一度見直す必要があるというふうに、監査委員のほうからも御指摘を受けているところでございます。

で、工業用水施設間のは、本来は、事業は工業用水という1本で見ますので、今実は、苓北から八代に貸付けをしてたりするんですけども、これ本来は事業の中でやっていることなんで、対外的には、それはもう1本の事業の中でやっていることだというふうにも——これは包括外部監査のほうからも言われているんですが、ただ、苓北と八代では、工水の料金も違いますので、そこはきちっと独立採算制を担保しなければいけないということで、貸付けをなかったことにするとか、そういうことはしないで、今のところ、また借りて返してというふうなことを続けているような状態です。このような状態が適正なのかということをお指摘受けておりますので、今後見直しのほうを図っていきたいというふうに考えております。

○松田三郎委員 分かりました。それぞれ、もうかったらもうかったでほかのところへ応援するんじゃないかと、料金を下げるとか、そっちのほうだから、工業用水でちょっと厳しい部分は、工業用水の事業の中で頑張っ、何とか圧縮するしかないということですよ。はい、分かりました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○本田雄三委員 ちょっとすみません。教えていただきたいと思っております。

説明資料の3ページの(4)資本的収支のところになるのかなと思うんですけども、緑川等のリニューアル工事がされているかと思うんですけども、このかかった費用的なところの計上というのは、この改良費の中に含

まれているということによろしいのでしょうか。

○永松総務経営課長 委員おっしゃるとおり、この中に改良費のほうは入っております。建設改良費という形で計上させていただいております。

○本田雄三委員 かなり高額で、内訳がちょっと分かりにくくて、こちらの決算書を見ないと分からないかと思うんですけども、お尋ねは、リニューアルに幾らかかって、その分の回収が何年ぐらいで元を取るのかというふうな、ちょっと御説明をいただけると非常に助かるんですけども。

○藤本企業局長 リニューアルに関しましては、緑川の2つと市房発電所の2つ、合わせて大体140億円ぐらいになります。で、全発電所が稼働し始めるのが、大体令和4年度からになります。例年、大体10億円以上利益が出ますので、10数年で回収するということになるかと思えます。

○本田雄三委員 令和10数年になって初めて回収が終わって、純利益になっていくということですか。分かりました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○河津修司委員 どこかちょっとよう分からんとですけど、風力発電、車帰ですか。去年の9月で売却して終わったということですが、トータルの収支とかは分かるわけですか。

○永松総務経営課長 建設に約4億6,800万円かかりまして、最終的なトータルとしましては、収支は3億1,500万円の赤字になっております。

○河津修司委員 いろんな調査をしてやったと思うんですけども、なかなか十分な発電量が得られなかったと。私たちがよく見ても、止まっている期間のほうが長くて、なかなか難しかったのかなとは思いましたが、それでも3億1,000万——赤字と言えば赤字ですが、それぐらいでよく止まったほうかなとは思いますが、こういった事業については、十分収支の見通しをもって取り組んでほしいなと思います。

で、売却終わったということで、その後は民間の経営ですから分かりませんが、その売却まではスムーズにいったということですか。

○永松総務経営課長 今民間のほうで運転していただいております。なお、譲渡額として2,000万円余の譲渡金も頂いております。昨年中に全て処理は終わっているというところでございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○池永幸生委員 すみません、ちょっと教えてもらっていいですか。15ページから16ページに関してですけども、流動負債で未払い金が増加したと。だけど、次の16ページでは、未収金でこれだけ増えた。その違いの差をちょっと教えてもらってよろしいでしょうか。

○藤本企業局長 15ページの未払い金2億2,900万円につきましては、確認はちょっといたしますけれども、恐らく、建設工事について、完成したものについて、まだ支払いが終わっていないものだと思います。

○池永幸生委員 それが16ページで未収金という——その母体があるんですね。

○藤本企業局長 ちょっと、こちら最終的に確認いたしますけれども、未収金は、工業用水のユーザーからの、締めた時点からまだもらっていないものとか、あるいは共同事業者、荒尾市とか、こちらから、ちょうど3月末で締めておりますけれども、そのうち、まだお金が入ってきていないものですので、先ほどの未払い金とは、また別物でございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○高木健次副委員長 意見書の19ページの有料駐車場、冒頭のあれにもあったように、有料駐車場は、差引き5,800万円の純利益があったということですが、19ページの一番上に、これは28年度から指定管理者へ移行しているわけですね。この3企業の中で、ここが一番利益を出して、非常に金の卵というか、そういう感じがしますけれども、やっぱり指定管理者団体に民間委託した、その影響というのも非常に大きいんですかね。黒字でずっと来ているということとは。

○永松総務経営課長 28年度から指定管理者になりましたが、利用料金制というので運営していただいております。で、指定管理者から県に対しましては、納付金という形で、トータルで5億8,000万円、1年間で大体1億1,000万円強の納付金を頂けるといふような契約で指定管理を任せております関係で、支出のほうが6,000万円程度しか、改修費とか改良費とか、その辺りしかかからないのに対して、1億円以上の納付金を頂けるといふことで、企業局の経営としては、非常に黒字が大きく出るような形になっております。

○高木健次副委員長 納付金として指定管理者から取っていると。ただ、ここに、県政貢

献として2億円繰り出している。非常に県としては、この事業は、こういう黒字が出せるような企業というものはなかなかないわけだから、もうちょっともうかるように、もうちょっと建て増しをして指定管理者に任せるとか、そういう——永松課長。

○永松総務経営課長 実は、今の駐車場が、耐震の関係で大体15年ぐらいは使えるということになっておりますので、企業局としては、できるだけコストをかけずに、あと10年程度は今の形態で運営していただいて、毎年5,000万円程度の利益が出れば、県政にも貢献できるというふうに考えております。

実は、昨年の経済環境常任委員会の松田先生からもちょっと御指摘を受けたんですが、その一方、確かにもうかっているんですけども、じゃあ、民間でもできることじゃないかと言われれば、確かにそのとおりでございまして、今第5期の経営基本計画を検討しておりますが、これが10年間の計画なんです。ちょうど耐用年数と同じぐらいなものですから、本来、あの一等地に駐車場だけの経営でいいのか、その辺りは、今後、この計画期間の中で、知事部局とも連携しながら考えていきたいというふうに考えております。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 冒頭の藤本局長のお話を聞いておりまして、これは、令和元年度の決算であります。ここに触れておられますように、例えば、今の駐車場の指定管理者であるとか、工業用水道のコンセッション方式導入となると、前提としてまずお聞きします。今の企業局の職員の方の数は、局長とか、永松さん、それぞれ、知事部局から出向する組と、技術系で、プロパーの企業局の職員の方いらっしゃると思いますが、今定期的にといますか、企業局で職員採用をなさっておりますか。

れるのかどうかというのがまず1点目でございます。

○藤本企業局長 企業局の採用といいますか、今技術職、電気職と機械職2つありますが、知事部局と共同で採用ということで、採用の面接等は、主に土木部のほうでして、そのうち、不足するほうが採用するという形態をやっております。結果的に、今年度は2人技術職を採用で、来年度は1人になるかと思えますけれども、例年、大体ゼロだったり、1とか2ぐらいが最近の状況でございます。全体の職員数は、今現在57名でございます。

○松田三郎委員 分かりました。

これは、私、経済環境常任委員会のおきもちちょっと申し上げたんですけれども、そのコンセッションは20年、決まったら1社でずっと運営なさるわけでしょうから、今までほどは、もしかすると——企業局ですね。技術者の数も、今までほどは要らないのかなという予想も片方にはありますが、一方では、そのコンセッションで運営する企業が、ちゃんとやってるのかって言うに変——そういうやっぱりきちっとチェックする目というか、そういう技術的な企業局の職員のノウハウなり知見というのにも必要だろう。という意味では、一挙にその部分を減らしていいという話ではなくて、ただ、やっぱりそういう経験をする場が少なくなってくるのかなという心配もあるので、この辺の——57名と申されましたが、全体の数、あるいはその技術系の方の今の数というのが、将来的には、言いましたように、このコンセッション方式を導入すること、あるいは指定管理をもう既に導入している駐車場等々に行くと、だんだん少ない人員でも済むのかなということも考えますが、企業局長としてはどういうお考えですか。

○藤本企業局長 確かに、御指摘のような考

え方があろうかと思えます。

工業用水については、今4人張りつけということでしておりますが、コンセッション導入に伴って1名減で来年度から運営する予定でございます。

ただ、技術の承継というのが非常に重要ですので、コンセッションの事業者に関しましては、その研修体制、県職員に対する研修体制も提案をしていただいて、ずっとその技術力を保持するということを考えています。

一方で、実は、経営戦略の2020というのを策定しております。今後、水力発電所についても新規事業として新たに組みたいと考えておまして、新規事業のためにも人員が必要だというふうに考えており、当面は、現体制で経営をしていきたいというふうに考えております。

○松田三郎委員 分かりました。

何が何でも仕事が減ったから人を減らせという意図ではなくて、さっき局長もおっしゃったように、20年というとかなり長いスパンですので、やっぱり運営会社のほうともしっかり、知識の上でも、経験の上でも対峙できるというか、そういう職員さんに経験をさせるという意味でも必要でしょうから、さっき言いましたように、何が何でも減らせという意味ではなくて、残すべきところは残す、また、新規も考えられているということです。そういう応援の意味で意見を申し上げた次第です。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

1つ確認させていただきたいんですけれども、私なりに考えるのは、企業会計、私全く分かりませんので、企業局の設置規程と申しますか、設置目的ですね、企業局の。それを思うと、私は、独立採算制で、それぞれの企業が利益を上げて、なおかつ、それが本県の

財政に寄与するのが一つの大きな目的じゃないかと思うんですけども、企業局の目的はどうなってるんですか。

○藤本企業局長 企業局の目的というか、存在意義と申しますか、基本は、やはり民間でできない公共性の高い事業を実施して、地域の福祉に貢献するということだと思っております。

まず、先ほど御指摘のとおり、各事業とも黒字を確保するということが本来の姿でありますので、基本的には、先ほど申し上げた経営戦略2020の中で、全事業の黒字化というのを目標としておまして、今のところ、八代工業用水に大口の進出企業が見込まれますので、令和5年度から、工業用水も損益計算書上は黒字化するというふうに見込んでおります。

その上で、県政貢献ということで、今後10年間で、合わせて50億円の繰り出し、企業局から一般会計への繰り出しを計画しており、そこで、様々な、エネルギー政策、それから環境事業などに充当していただくかと考えております。さらに、その上でもやはり、工業用水道事業につきましては資金不足が生じますので、一般会計からの補助を頂くことについて、ルールを見直すということで、今協議をしております。

ということで、何らかの形で、地域の、公共の福祉に貢献しながら、県政貢献、それから黒字化を図っていくということが企業局の使命だと思っております。

○田代国広委員長 3事業の中で、工業用水を特別な立場があると申しますか、今おっしゃったように、企業誘致とか、民間でできないようなことを公がやるということで、大変分かりますが、他の2企業は、やっぱりあくまでも利益を追求していいような気がするんですよ。しかも、その寄与することによっ

て、やっぱり県の財政に少しでも寄与するというのが、私はこの企業局の大きな目的だと思ってるんですけども、これは間違ってるんですか。

○藤本企業局長 もちろん公営企業ですので、利益といいますか、赤字は基本出さないように、できる限り黒字を出して、かつ次の設備投資に備えるというのは大変重要だと思っておりますが、利益だけを追求するというのではなくて、やはり、頂く収入に関しましては、適正な料金で頂くというのが基本だと思っております。その上で、ある程度資金的な余裕ができたなら、一般会計への繰り出しも当然検討するというところでございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、これで企業局の審査を終了します。

ここで、説明員を入れ替えますので、しばらく休憩します。

午後1時49分休憩

午後1時53分開議

○田代国広委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより病院局の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、病院事業管理者から決算概要の総括説明をお願いいたします。

吉田病院事業管理者。

○吉田病院事業管理者 病院事業管理者の吉田でございます。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様方には、こころの医療センターの運営に当たりまして、かねてから御指導、御支援をいただき、厚く御礼を申し上げます。

す。

まず、昨年度の決算特別委員会において、施策推進上改善または検討を要する事項等とされました点はございませんでした。

次に、当センターの運営状況について御説明いたします。

こころの医療センターの入院患者数は、現在、1日100名程度、外来患者数は、1日平均80名程度で推移しております。今年度は、新型コロナウイルス感染症への対応としまして、デイケア活動を中止するなどしましたため、患者数は、昨年度よりも少なく推移しております。

当センターでは、措置入院など、民間では対応が困難な患者の受入れや、薬物依存など専門性が必要な患者の治療を行うセーフティネット機能としての役割はもちろんのこと、政策的・先導的医療を推進するため、患者の地域移行支援や児童・思春期医療に重点的に取り組んでおります。

また、最近では、災害派遣精神医療支援チーム、DPATとしまして、被災地へ医師や看護師を派遣しますとともに、精神疾患のある軽症の新型コロナウイルス患者の受入れ体制を整えているところでございます。

次に、令和元年度の決算状況につきまして、概略を御説明いたします。

総収益17億3,000万円余に対して、総費用17億2,000万円余で、700万円余の純利益となっております。

一般会計からの繰入金につきましては、資本的収支につきまして、過年度分損益勘定留保資金、いわゆる内部留保で補填するなど、一般会計からの繰入金に過度に依存することのない、効率的な運営に努めております。

今後も、県立病院として期待されております役割を果たしてまいりますとともに、収益の確保を図りながら、安定的な経営に努めてまいります。

以上が病院運営及び決算状況の概要でござ

いますが、詳細につきましては、後ほど総務経営課長から説明させますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○田代国広委員長 次に、監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いします。

○福島監査委員 それでは、お手元のピンクの冊子をお願いいたします。

まず、1ページをお願いいたします。

中段に審査の結果を書いております。決算諸表は、病院事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しており、また、財務会計事務においては、一部に改善すべき事項があったものの、おおむね適正に行われていると認められました。

以下、経営の状況や経営成績について記載しておりますが、病院局の説明と重複いたしますので割愛させていただきますので、9ページをお願いいたします。

ここに審査意見を記載しておりますので、御説明申し上げます。

まず、(1)でございますが、平成30年度からスタートしております第3次中期経営計画についてでございます。

計画の2年目となる令和元年度におきましても、初年度に引き続き目標を下回る結果となっておりますので、今後も運営体制の強化に努め、安定した経営基盤の確立を図り、計画の確実な実施に取り組む必要があると考えております。

次に、(2)、医療スタッフの確保についてでございます。

中核となる常勤医師が7名から5名に減少していることから、知事部局と連携し、熊本大学等への働きかけを行っていただくことはもちろんですが、これまで当センターで蓄積されてきたノウハウを生かしながら、現行の医療スタッフの専門性を高めていくことも必要ではないかと考えております。

次に、(3)ですが、新たなニーズに対応した医療の展開として、児童・思春期医療並びに地域生活支援事業など、政策的、先導的な医療をより一層推進し、県民のニーズにしっかりと応えていただきたいと考えております。

最後に、(4)県立精神科病院としての地域への貢献についてです。

県下の精神医療の拠点として、これまでも民間医療機関の人材育成に取り組みられています。加えて、最近では、先ほど御説明もありましたが、新型コロナ患者の受入れ体制の確保や豪雨災害時のDPA Tチームの派遣、そういったものにも当たっておられます。

今後も引き続き、こうした地域貢献に積極的に取り組んでいただくよう、期待の意見をつけさせていただいております。

以上が病院局の決算審査意見の概要でございます。よろしく願いいたします。

○田代国広委員長 次に、総務経営課長から決算資料の説明をお願いします。

杉本総務経営課長。

○杉本総務経営課長 総務経営課でございます。

まず、監査結果の指摘事項について、別紙の監査結果指摘事項によって御説明申し上げます。1枚紙でございます。

指摘は「退職手当の支給事務について、算定根拠となる勤続年数の認定に当たり、前勤務先等に手当の支給対象となる期間の確認を行うべきところ、十分な確認が行われず、算入すべき期間を誤ったため、支給額に過不足が生じている。」「適正な事務処理を行うこと。」との指摘がありました。

事案の概要ですが、国立大学病院等での勤務経験のある退職者の場合、前勤務先等に退職手当の支給対象となる期間を確認した上で退職金を算定すべきでありましたが、十分な

確認を行わなかったため、退職手当の計算に算入すべき期間を誤り、支給額に過不足を生じさせてしまいました。

誤りが判明した後の対応ですが、これまで退職した者について、勤続年数の通算対象となる前勤務先等から在職証明書等を取得し、正規の退職金額を算定した後に、過大に支給した者からは返納を受け、過小に支給した者へは追加で支給しました。

今後は、採用した職員の前勤務先が国等の勤続年数を通算できる団体である場合、退職時に遅滞なく正規の退職金を支給できるよう、採用時において、在職証明書や退職金不支給証明書等を取得することとし、退職金に過不足が生じないように、算定期間の確認を徹底してまいります。

監査結果の指摘事項については以上であります。

続きまして、監査委員からの決算審査意見について、取組状況を御説明いたします。

先ほどのピンクの冊子、9ページをお願いします。

1点目は、第3次中期経営計画の着実な実施についてであります。

中期経営計画の2年目となる令和元年度は、医師数の減や新型コロナウイルス感染症の影響による患者の受診控えにより、病床利用率や外来患者数等が目標を下回る結果となりました。

本年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、さらに厳しい状況にありますが、運営体制の強化に努め、引き続き、目標達成に向けて取り組んでまいります。

2点目は、医師をはじめとした医療スタッフの確保についてであります。

児童・思春期医療を推進するために、知事部局と連携し、引き続き、大学への専門医師の派遣を働きかけるとともに、これまで蓄積したノウハウを生かし、現行スタッフの専門性を高めてまいります。



3点目は、新たなニーズに対応した医療の展開についてです。

当センターでは、先ほど申しました児童・思春期医療を積極的に推進していくとともに、患者の社会復帰や地域生活を支援する事業の充実を図り、引き続き、患者のニーズに対応した医療を展開してまいります。

4点目は、県立精神科病院としての地域への貢献についてであります。

当センターには、精神科認定看護師など、高い専門性を持つ職員が在籍しており、昨年、講習会の開催や研修講師としての派遣を行ってまいりました。加えて、本年度は、精神疾患のある軽症の新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れる体制を確保することや、災害時の精神科災害医療チーム、DPATの派遣を行ってまいりました。引き続き、地域に貢献できる病院づくりに努めてまいります。

決算審査意見書につきましては以上であります。

続きまして、令和元年度の決算状況につきまして御説明いたします。説明につきましては、お手元の令和2年度決算特別委員会説明資料を用いますので、よろしくお願いたします。そちらを御覧ください。

資料、1ページ、病院の概要であります。

(1)、病院の沿革についてですが、本病院は、昭和50年に富合病院として開院し、平成9年に改築後は、こころの医療センターとして運営しております。

診療科目は、精神科のほかに、神経内科、内科、呼吸器内科です。稼働病床は150床ですが、そのうち10床は結核病床となっております。ただし、結核病床は、3月から空床とし、ここで精神疾患のある軽症の新型コロナウイルス患者の受け入れができるようにしております。

本病院の設置根拠は精神保健法にあり、県に設置が義務づけられている精神科病院で

す。

また、経営形態は、平成20年度から地方公営企業法全部適用となっております。

2の組織図を御覧ください。

病院局は、病院事業管理者の下、職員102人で組織し、うち、診療部が27人、看護部が66人、総務経営課が8人という構成です。

次の(3)、病棟の構成を御覧ください。

病棟は4病棟ありますが、そのうち1つの病棟は、平成20年から休止しているため、現在稼働している3つの病棟の内容を記載しています。

表の上から、東2病棟、急性期治療病棟と、次の西1病棟、総合治療病棟は、閉鎖病棟となっております。次の西2病棟、社会復帰病棟は開放病棟で、この中に児童・思春期の入院治療を行う20床の思春期ユニットを設置しています。

この表の右側には病室数を記載していますが、3病棟合計で、隔離室が11室、個室が36室、2人以上の部屋が30室となっております。

1枚おめくりください。ここから、令和元年度の状況について御説明申し上げます。

まず、当病院の第一の使命でありますセーフティーネット機能の維持・充実についてです。

中ほどの表には、セーフティーネット機能を表す措置入院の患者数や医療面で高度な専門性を要する入院患者数、他病院からの受入れ数を掲載しています。

表の右側、前年度増減の欄を御覧ください。上から2番目の医療面で高度な専門性を要する者の受入れがマイナス36人、次の他病院からの受入れ入院がマイナス78人、外来がマイナス55人と、前年度から大きく減少しました。医療面で高度な専門性を要する者の受入れの減少は、薬物やアルコール依存患者の退院によるものですが、他病院からの受入れの減は、常勤医師が7名から5名へ減少したことが大きな要因となりました。

次に、右側の3ページをお願いします。  
2、政策的・先導的医療の展開についてです。

(1)、政策的医療の展開については、患者の地域での社会生活に向けた地域生活支援の充実を図りました。平成26年度に設置した地域生活支援室が中心となって、多職種の医療スタッフと連携しながら、きめ細やかな訪問支援や相談対応を行っています。

具体的には、②の活動状況のとおり、退院後の社会生活に不安を抱える患者を対象として、日常生活支援、金銭や服薬の管理等の支援を行いました。

中央の表の一番下の欄、訪問支援延べ人数の推移を御覧ください。この事業開始以来、訪問支援数は年々増加し、平成30年度には延べ1,599人に増加しておりました。しかし、令和元年度は、新型コロナウイルス感染予防対策として一時期訪問を控えたため、1,326人に減少しております。

次の(2)、先導的医療の展開では、発達障害を含む児童・思春期医療について、県民のニーズに応えるべく、外来から診療、入院まで一貫した医療体制を構築し、平成30年度からは、20床の専用病床、思春期ユニットを稼働させています。

①外来の表を御覧ください。過去5年を見ると、毎年延べ1,200人以上の患者の治療が行われています。平成30年度は、専門の医師が勤務したことにより、1,993人にまで大きく伸びましたが、令和元年度は、この医師の退職により、1,253人と平年並みに戻っております。

1枚おめくりいただき、4ページをお願いいたします。

3、入院・外来の状況についてです。

アの入院の状況ですが、入院患者延べ人数と入院収益はともに減少しました。

前年と比較した表を御覧ください。表の右側に前年度増減を上げておりますが、入院延

べ人数は、2,488人減少し、入院収益も2,605万2,000円減少しました。児童・思春期の入院が、延べ960人減少したことが大きな減少要因ですが、これは、児童・思春期の専門医師がいなくなったことが影響しました。

その下の棒グラフは、左が入院患者数、右が入院収益の過去5年間の推移を表しています。いずれも凸凹ありますが、総じて減少傾向にあります。

イの外来の状況ですが、これも、外来延べ人数、外来収益ともに大きく減少しました。

前年と比較した表を御覧ください。表の右側の前年度増減のとおり、外来延べ人数は、2,531人減少し、一番下の外来収益も1,797万円減少しました。要因は、医師数の減少により児童・思春期の患者が減少したことと、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、デイケアを休止したことや患者の受診控えが影響しました。

次の5ページをお願いいたします。

4、経営状況です。

ア、当期純利益は、前年度に引き続き黒字となりました。

表を御覧ください。令和元年度の総収益は17億3,178万6,000円となり、前年比6,556万1,000円増加しました。

この中には、包括外部監査の指摘を受けて、修繕引当金を取り崩し、8,224万2,000円を特別利益に計上しておりますので、総収益は、その分押し上げられています。

一方で、総費用は17億2,431万円となり、前年比8,612万1,000円増加しました。

ここでも、包括外部監査の指摘を受けて、退職給付引当金1億9,774万1,000円を給与費として計上しておりますので、総費用は、相当押し上げられております。

このため、当期純利益は圧縮されましたが、結果としては、747万6,000円の黒字となっております。

イ、一般会計からの繰入れは、医業を柱と

する収益的収入においては増加し、国の繰り出し基準に従い算定した額の8億9,176万9,000円を県の一般会計から頂きました。

また、資本的収入、つまり、施設整備等に充てる分については、平成23年度から国の繰り出し基準を用いず、一般会計からの繰入れを受け入れていないため、繰入金はゼロ円です。令和元年度も、資本的費用の財源には、病院局の内部留保資金を充てていますが、国の基準どおりに一般会計から繰り入れるべきだという包括外部監査の意見も踏まえて、令和3年度予算に計上をお願いする予定としております。

次の5、経営目標の達成状況については、その下の表を御覧ください。

表左側の5つの項目が具体的な経営目標ですが、その目標値を、表の真ん中の列、第3次中期経営計画目標値に上げています。この目標値と右から2列目の令和元年度実績値を比較したのが、一番右側の列の経営目標達成率です。

令和元年度は、いずれの項目も目標達成に至りませんでした。特に、上から2つ目の児童・思春期専用病床利用率は、専門医師が退職したため入院患者数が減少したことから、目標達成率は、36.0%と低くなりました。

また、下から2段目のデイケアにつきましても、利用者の就労支援施設への移行が進んだことや新型コロナ感染予防対策のためデイケアを休止したことから、目標達成率は、65.2%となりました。

1枚おめくりください。見開きで見いただきますと、右側の7ページに、令和元年度の決算の状況を記載しておりますが、数値が多く、全体像がつかみにくい面がありますので、左側の6ページに、大きくりの棒グラフで見やすくしております。こちらで御説明いたします。

左の棒グラフが収益、右の棒グラフが費用です。左の棒グラフの上から、入院収益が

5.86億円、その下の外来収益が1.44億円となっております。この2つの収益を合計しますと7.3億円です。その下の一般会計負担金は8.92億円ですので、入院と外来を合わせた医療収益を一般会計負担金が上回っている状況となっております。

右の棒グラフを御覧ください。費用の大半を占める給与費が11.68億円となっております。収益と対比させると、入院収益と外来収益の合計より給与費が大きくなっています。このように、給与費が入院収益や外来収益で賄えないほど大きくなっているのは、ここの医療センターが公立病院としての使命を果たすべく、他の医療機関では受入れ困難な患者を受け入れることや政策的・先導的医療を積極的に展開する必要から、専門的知識と経験を有する質の高い医療スタッフを配置しているためです。御理解いただきますよう、よろしく御申し上げます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく御願いたします。

○田代国広委員長 以上で病院局の説明が終わりまりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○河津修司委員 なかなか厳しい中での経営ということで、今までは大分黒字だったのが、大分、今回は、赤字まではいかんけど、厳しいと。これはもう病院はどこでも、公立病院の場合は、どこでもそういう状況であります。特に医師不足というのが厳しくてですね。今回も2名減になって、そういったことが原因かとも思いますが、それでも何とかやっているというのはいいほうじゃないかなとは思いますが、今後の見通しはどんなでしょうか。

○杉本総務経営課長 今後の見通しでございますけれども、上半期は、コロナウイルス感染症の影響が非常に多大でありました。結果、入院患者、外来患者とも数が減っておりますので、収益のほうは、随分厳しい状況となっております、単純にそれを倍した場合は、数千万の赤字が出る予想です。

ただし、今現在、大分復旧しまして、目標値に近いところまでいっておりますので、このままの状況が続けば、令和2年度は、とんとん、また、少し黒字が望めるのかと期待しておるところでございます。

○河津修司委員 医師不足がなかなか厳しいということで、大学病院、熊大辺りに働きかけしているということですが、熊大もなかなか厳しくて、そういった面での医師の確保というのが一番課題かなと思うんですけれども、その辺のところの見通しもいかがですか。

○杉本総務経営課長 当方では、県庁との連携をとっております。それとともに、熊大の医局に人材の派遣のほうをお願いすることとしておりますけれども、現在、コロナウイルスの関係から、医局のほうへの訪問等はなかなかできません、はかどったものがございません。

ただし、医局の教授に当病院の運営評価委員のほうになっていただきまして、先日、当病院の状況、医師不足、そういった状況、それから児童・思春期の専門医はやっぱり必要だということについて御説明を申し上げたところです。御理解いただきまして、配慮していただくように、今後も引き続きお願いしていこうと考えております。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 関連しまして、資料の1ページ目ですか、2名減ったということですが、この診療科目が4科ありますけれども、今5名の中で回してらっしゃる中で、全くゼロという科もあるんですか。

○濱元院長 診療科の話なんですけれども、私のところでは、診療科は、実際には、標榜しているのは、呼吸器科があります。それは、結核病床を持っていますために標榜しておりますけれども、実際には、国立南病院との連携をしておりますので、内科医は、以前は、自治医大の人たちが来てくれてましたので1人ぐらいいたんですけれども、今は全員精神科中心なんです。

○松田三郎委員 ということは、神経内科、内科は、今ドクターはゼロということ。

○濱元院長 専門医としてはいないんですけれども、精神科でも、当然精神神経科ですので、両方診ることができます。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

この説明にもありますように、県に設置が義務づけられているということは、ある意味じゃ、先ほど河津委員もおっしゃいましたけれども、県で必ず設置をしなければならない、しかも病院であるから——我々も、通常の今までの部等で、ここをこうすればもうちょっと黒字になるんじゃないですかとかという意味で、非常に限られた条件で頑張っていたらいいんだと思います。

これ以前、私は聞いたことありますが、必置ではあるけれども、全て——他県では直営ではなくて、何か違う形で、委託じゃなくて、何かそういう感じでやってるところも例があると聞きましたけれども、それは、法律上可能なんですか。

○杉本総務経営課長 御案内のとおり、指定管理者または独立という形も可能でございます。それを選択している公立病院もございます。当県は、この形態を平成20年度、地方公営企業法全部適用ということで選択したところでございます。

○松田三郎委員 はい、いいです。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○小早川宗弘委員 3ページで、(2)番、先導的医療の展開ということで、思春期外来の話がありました。平成30年度は、1,993人の延べ人数の外来の患者の方を診られた。令和元年度は、1,200人と非常に減ったということで、この医師の先生が辞められたというふうなことでですね。以前、私も決算に入っていたときに、発達障害の治療、診療というのは、非常に重要だというふうなことで、こういう心の外来を新設されたというふうな記憶があつてですね。医師のやっぱり育成とかいうのが非常に重要だということで、たしか、何か大学の先生かなんかをどっかほかの病院か何かに学ばせて、で、帰ってきていただいて、そして、このこころの医療センターで治療してもらおうとか、この医師として活動してもらおうというふうな取組があつたかというふうに思うとですね。当初から——平成27年ぐらいですかね、開設されたのが。当初から、その病院の先生、特に発達障害とか、心の医療分野の医師の先生の定着が非常に悪いというふうなことを記憶してるんですけども、やっぱりすぐ辞めていかれるんでしょうか。

○杉本総務経営課長 御指摘のとおり、過去、研修のほうに、長く研修されたことありますけれども、今現在、長期の研修のほうの医師は、行っている事実、現実はありません。

ん。内部、病院内のほうでスキルを高めていくということで対処しているところでございます。

それから、この児童・思春期の専門医3名が退職したわけですけれども、大学医局の人事の中で先生たちは動かれますので、その指示により、当病院からは去って、違うところに行かれたということになっています。定着が進まないということは、医局人事の中で動かざるを得ない状況があるということでございます。

○小早川宗弘委員 これは非常に重要な問題だと、課題だというふうに思うとですよ。医師の確保というか、定着をいかにさせていくかというふうなことは、せっかく県の税金を使って、ちゃんとこの研修もやって、学んできてもらって、ここの病院で活躍してもらえるとというふうに私は思ってたんですけども。そういうのも効果がないというふうなことで、これは何か新たな方策とか、あるいは、その週に——今は何人いらっしゃるかわかりませんが、他県から、週に何回かちゃんと来てもらって、優秀な先生を、そして、ちゃんとニーズはあるわけですから、収益もそれなりに上がってくるというふうに思いますけれども、そういうふうな取組、新しい何か人材確保、そういったものに取り組んでいただきたいというふうに思います。以上です。

○竹崎和虎委員 御説明ありがとうございます。

資料では、説明資料の4ページ、5ページになるんですが、入院患者数であったり、入院収益ともに減とか、外来患者数、収益も大きく下がっておって、経営目標も前年度を下回っておるというお話の中、冒頭の吉田管理者からのお話の中にも、決算の状況について、純利益となっております。そして、先ほ

どの説明でも、黒字を確保されておるということで、大変な中、そうなってらっしゃるとは思うんですが、一般会計からの繰入れに関してですけれども、地方公営企業法等において、一般会計が負担するものとされている経費を国の繰り出し基準に基づいて繰り入れているというお話だったんですけれども、その国の繰り出し基準ってやつをちょっと教えていただきたいんですが。

○杉本総務経営課長 実際、地方交付税交付金として入ってきますので、その地方交付税での単位費用を用いまして算定しております。総務省が、不採算医療に係るものとして、必要な補填するといえますか、必要な金額というのを当てはめた数字がありますので、それを当病院に当てはめて算定した額がこの額となっておりますのでございます。

○竹崎和虎委員 昨年度から比べて増加しているところがあります。で、この表では、平成27年度からあるんですけれども、27から29まではあまり変わらないぐらいですかね。7億5,000万。30年度、令和元年度とどンドンと上がった理由というのは……。

○杉本総務経営課長 国が示す単価というものの変更があったことによるものです。

○竹崎和虎委員 単価といえますと……。

○杉本総務経営課長 算定基準の根拠となる、例えば、1床当たり50万円というのが51万円になったとか、そういう細かい単価が示されますので、それが変更になったということでございます。

○竹崎和虎委員 はい、分かりました。

大変な中だとは思いますが、私の選挙区である富合町平原にありますので、地域

の方とも応援していくような形をさせていただきますので。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

私は、一昨年、監査委員しとった関係で、このころの医療センターにお邪魔したんですよ。初めてお邪魔して、もうびっくりしました。病棟を案内していただいたんですけれども、入ったらまず鍵をロックされて、出るときまたロックするっていう形で、女性の方だったんですけれども。これはやっぱり、ここで働く人は大変だなとつくづく思ってたんですけれども、今回、医師不足なんか今言われておるようでございますが、そういった精神に障害のある方ですから、多少身に危険のあることもあるかもしれませんし、そういった点が、やっぱり人員の確保に向けて、ネックになってるんじゃないかな。

○杉本総務経営課長 確かに、感情労働ということで、非常に実労働よりも人の心に訴えるものが、看護師のスタッフにもあるかと思えます。ただ、その中でも、看護師、理想を持って入って、希望して、来ていただける方がいらっしゃいますので、その方を大切にしながら育てていきたいと思っています。

ただし、年度途中で、育休とか、その他で欠員なった場合の補充というのは、なかなか難しゅうございまして、それが、人員の補充整わないままに減員になっているという事実もあります。採用ということでは、応募はあっておりますので、期待しております。

○田代国広委員長 大変だと思いますけれども、頑張ってください。

○杉本総務経営課長 ありがとうございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○西山宗孝委員 先ほど診療単価の話がありましたけれども、精神系の単価等々については、随分と何か時代とともに厳しいという話もよく聞いておりますし、また、入院患者について、あるいは通院もそうですけれども、以前よりも病院にかかりにくい、入院しにくいというような環境で、在宅の指導もあつた時期もあるんですけれども、現状ではどうなんですか。お聞かせいただければと。

○杉本総務経営課長 診療単価については、2年に1度改正されてまして、現状よりもなかなか上がり幅が厳しいので、経営的には厳しくなっている状況でございます。

実際的に、入院患者で平均1万6,000円ぐらい、外来で6,000円ぐらいの単価計算という形になっております。

ただ、それで、保険の割合で負担していただきますので、その部分については、かかりにくくなったということでは、私どもの方では、金額的には聞いておりませんけれども。

○西山宗孝委員 まだ、全部資料十分見てないんですけれども、未収金、未払い等の数字は、お話あったかどうか、ちょっと私も聞きそびれたかもしれませんけれども、実態では、病院とかは結構、厳しく、残債が残ってるという話も聞くんですけれども、どんなですか。

○杉本総務経営課長 未収金、決算上はたくさん出てますけれども、3月で締めて、翌月の分の集金がまだ入ってない状態で決算しますので、たくさん出ているかと思えます。

ただ、現実的には、入院で約200万円、外来で20万円ぐらいの未収金を今督促しているところですので、全体の額から比べれば、皆さんお支払いの方はきちんとされておしまし

て、長期の滞納もその割には発生していない状況であります。

○西山宗孝委員 未収金とか、ちょっと表現悪かった。未払いですね。回収、未払い。支払いがなされない金額ですよ、今のは。

○杉本総務経営課長 患者様から支払いがないという意味です。

○西山宗孝委員 負担がないという意味ですね。

なかなか、私、予想以上にそれについては低かったんですけれども、いろんな措置とかあるいは制度に乗っかってる方が多いことであつての支払いの状況はいいのかなと思うんですが、どうなんですか。

○杉本総務経営課長 おっしゃるとおりです。いろんな保険とか制度に乗っているために、本人負担がない方もたくさんいらっしゃいますので、そういうことも一つの原因であるかと思えます。

○西山宗孝委員 医師もそうですけれども、看護師さんとか、現場のスタッフの方も随分足りなくて苦勞されてると思うんですが、例えば、ハローワークであるとか、県が募集するとか、あるいは紹介状回りも最近は多いとか聞いているんですが、その回りは、相当出費もかさんでくるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○杉本総務経営課長 医師についても、ホームページとか、ほかのところで募集はかけているところがございます。看護師についても、今現在も募集をしているところです、育休代替という形で。ですが、なかなかハローワークとかほかのところも出している、応募がなかなかないというところで、人づてに

探っていって、人を持ってくる努力をしておるところでございます。

○西山宗孝委員 現場は苦勞が多いと思えますけれども、必要な施設でもありますので、皆さん頑張ってください。以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、これで病院局の審査を終了します。

次回の第7回委員会は、10月26日月曜日午前10時30分に開会し、警察本部、各種委員会の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

御苦勞さまでした。

午後2時37分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長